

七尾市

# 下水道事業経営戦略改定

令和 6 年度～令和 1 5 年度（2024 年度～2033 年度）

令和 6 年 3 月改定（令和 7 年一部加筆）

七尾市建設部上下水道課

# 目 次

## 第 1 章 経営戦略策定の趣旨

|     |                       |   |
|-----|-----------------------|---|
| 1-1 | 経営戦略策定の背景／改定の目的 ..... | 1 |
| 1-2 | 計画期間 .....            | 1 |
| 1-3 | 位置付け .....            | 2 |

## 第 2 章 現状把握・分析

|     |            |    |
|-----|------------|----|
| 2-1 | 経営状況 ..... | 3  |
| 2-2 | 施設状況 ..... | 16 |

## 第 3 章 将来の事業環境

|     |                  |    |
|-----|------------------|----|
| 3-1 | 処理区域内人口の予測 ..... | 17 |
| 3-2 | 有収水量の予測 .....    | 20 |
| 3-3 | 使用料収入の見通し .....  | 21 |
| 3-4 | 施設の見通し .....     | 24 |
| 3-5 | 組織の見通し .....     | 26 |

## 第 4 章 経営の基本方針

|     |               |    |
|-----|---------------|----|
| 4-1 | 将来の経営課題 ..... | 27 |
| 4-2 | 経営の基本方針 ..... | 29 |

## 第 5 章 投資試算

|     |                 |    |
|-----|-----------------|----|
| 5-1 | 投資試算の経営目標 ..... | 33 |
| 5-2 | 投資試算 .....      | 33 |
| 5-3 | 投資以外の経費 .....   | 36 |

## 第 6 章 財源試算

|     |                 |    |
|-----|-----------------|----|
| 6-1 | 財源試算の経営目標 ..... | 38 |
| 6-2 | 財源試算 .....      | 38 |
| 6-3 | 財政収支の見通し .....  | 39 |

## 第 7 章 今後の取り組み

|     |                             |    |
|-----|-----------------------------|----|
| 7-1 | 今後の投資についての取り組み .....        | 43 |
| 7-2 | 今後の投資以外の経費についての取り組み .....   | 44 |
| 7-3 | 今後の財源についての取り組み .....        | 45 |
| 7-4 | 経費回収率の向上に向けたロードマップの策定 ..... | 46 |

## 第 8 章 事後検証・改定など

|     |                           |    |
|-----|---------------------------|----|
| 8-1 | 経営戦略の検証 .....             | 48 |
| 8-2 | 情報発信 .....                | 48 |
| 8-3 | 実効性のある PDCA サイクルの確立 ..... | 48 |

# 第1章 経営戦略策定の趣旨

## 1-1 経営戦略策定の背景／改定目的

七尾市の公共下水道事業は、昭和59年2月に事業着手し、平成6年8月の供用開始以降、公共用水域の水質保全と生活環境の向上を目的として、鋭意整備を進め、下水道の普及に努めています。

しかしながら、近年は人口減少や少子高齢社会の進行など、社会情勢の変化に伴い、下水道を取り巻く諸情勢が大きく変化し、本市の厳しい財政状況が続く中、経営環境の更なる健全化が求められています。

下水道事業においても水道事業と同様に、平成30年度より地方公営企業法の適用を受け公営企業会計に移行し、事業経営の健全化へ向けて一歩踏み出したところです。

このような状況において、総務省では、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略\*」を策定することを要請し、平成28年度から令和2年度までの間に策定を推進していたことから、本市公共下水道事業においても平成29年3月に、「七尾市下水道事業経営戦略」を策定しました。

一方で、「経営戦略」は、3～5年毎の検証や評価、そして改定を一連の流れで行うPDCAサイクルを導入して確立させる必要があるとされていることから、策定から7年が経過した令和6年3月において、経営戦略を改定します。

なお、今回の経営戦略においては、汚水処理事業のみを対象としています。

## 1-2 計画期間

改定後の「七尾市下水道事業経営戦略」の計画期間は令和6年度から令和15年度までの10年間とします。このような中長期的な計画となるのは、下水道施設などの耐用年数が長期に渡ることや、今後、施設の老朽化が進むことから、その管理には、長期的な視点が必要不可欠となるためです。

なお、本計画についても、改定後5年以内に検証・評価を行い、投資や財源について改めて試算したうえで見直しを検討します。

### 〈用語解説〉

#### 【経営戦略】

「公営企業の経営にあたっての留意事項について」（平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知）において、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定が地方公共団体に要請された。具体的には、投資の見通し（投資試算）と、財源の見通し（財源試算）を構成要素とした中長期の収支計画であり、組織の効率化、人材育成、広域化、官民連携などの事業効率化・経営健全化の取り組みについても方針を記載するものとなっている。

これを受けて、「経営戦略の策定推進について」（平成28年1月26日同上）において、「経済・再生計画」（経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）第3章をいう。）に基づき、平成28年度から平成32年度（令和2年度）までの間に「経営戦略」について策定を推進し、策定率を100%とすることが要請された。

現在においては、「新経済・財政再生計画改革工程表2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議）にて、令和7年度までに経営戦略の見直し率100%とすることが要請されている。

### 1-3 位置付け

「七尾市下水道事業経営戦略」は、図 1.1 に示すとおり、本市の最上位計画である「七尾市総合計画」を基に、将来 10 年間の下水道事業運営計画を示すものです。なお、現在「第 2 次七尾市総合計画」の 5 年目となっており、当該計画は令和 10 年度で終了するため、本経営戦略についても、今後、「第 5 次七尾市総合計画 後期基本計画」を踏まえ、計画中間の令和 10～11 年度を目途に見直しを実施していくこととなります。

また、本経営戦略は、以下に示す下水道事業に係る主要な計画との整合を図りつつ、経営状況を見据えながら、事業を実施していく中で適宜各計画の見直しを図ってまいります。

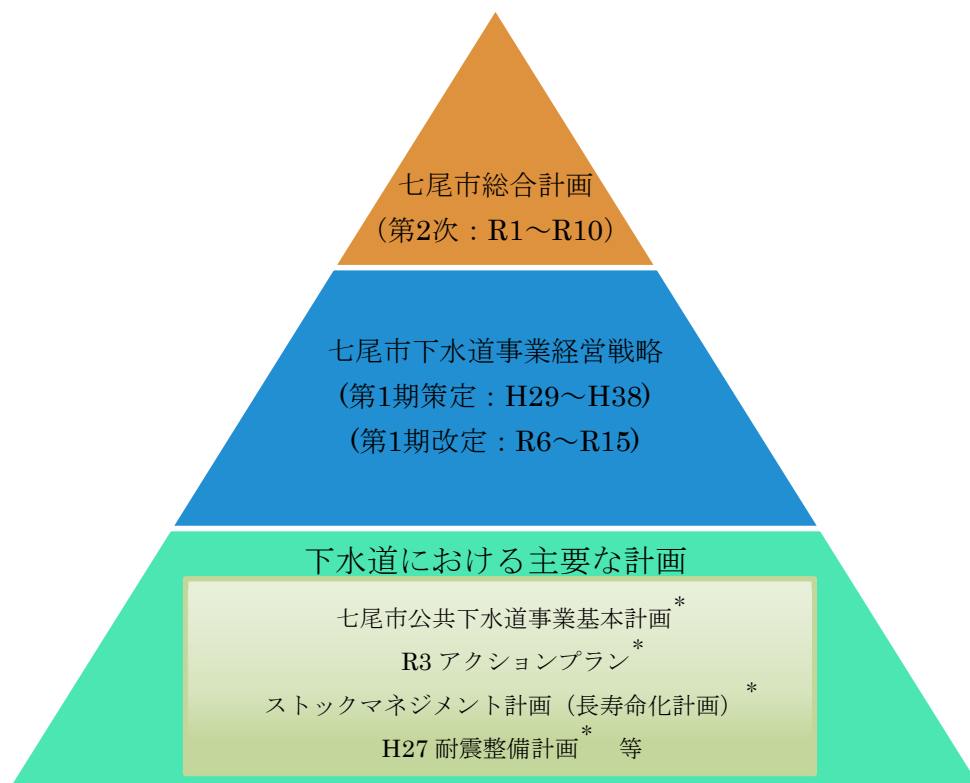


図 1.1 七尾市下水道事業経営戦略の位置付け

#### 〈用語解説〉

##### 【七尾市公共下水道事業基本計画】

下水道の区域、新規施設、事業費などについて、概ね 20 年間の全体像を示した計画。

##### 【アクションプラン】

10 年程度を目途とした汚水処理の概成を目的とした整備計画。

##### 【ストックマネジメント計画（長寿命化計画）】

下水道施設について、長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、最適な施設の改築計画を定めた計画。

##### 【耐震整備計画】

大規模な地震時にも下水道の有すべき機能を維持するために、下水道施設について、重要な下水道の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせることで最適な地震対策を定めた計画。

## 第2章 現状把握・分析

### 2-1 経営状況

#### 2-1-1 下水道事業の概況

本市の下水道事業の概況は表 2.1.1～7 に示すとおりです。

令和 4 年度末現在で公共 2 処理区、特環 4 処理区、農集 2 2 (20)、漁集 8 処理区、小規模 1 処理区、個別 1 処理区、特地 1 処理区の計 3 9 (37) 処理区からなります。

本市の下水道事業は、単独公共下水道事業（和倉処理区）で昭和 5 9 年 2 月に事業着手し、平成 6 年 8 月に供用開始しました。

なお、令和 4 年度末で下水道普及率（公営企業）は 7 6.6 0 (73.85) %、水洗化率 8 8.9 6 (90.12) %となっています。

※ ( ) 内は令和 6 年度末数値

表 2.1.1 公共下水道事業の計画概要

| 事業種別 | 処理区 | 処理方式 | 処理場名称      | 事業着手年.月 | 供用開始年.月 | 目標年次   | 面積<br>(ha) | 計画人口      |                         | 計画汚水量         |               |                | 処理能力<br>(m3/日) |
|------|-----|------|------------|---------|---------|--------|------------|-----------|-------------------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
|      |     |      |            |         |         |        |            | 定住<br>(人) | 観光※ <sup>1</sup><br>(人) | 日平均<br>(m3/日) | 日最大<br>(m3/日) | 時間最大<br>(m3/日) |                |
| 公 共  | 和倉  | OD法  | 西部水質管理センター | S59.2   | H6.8    | 全体計画R7 | 271.0      | 6,900     | 3,100                   | 5,200         | 6,900         | 10,400         | 9,200          |
|      |     |      |            |         |         | 事業計画R5 | 271.0      | 7,000     | 3,100                   | 500           | 6,300         | 9,600          | 6,900          |
| 公 共  | 七尾  | 標準法  | 中央水質管理センター | H9.7    | H16.4   | 全体計画R7 | 1,086.0    | 18,600    | 0                       | 9,100         | 10,500        | 16,700         | 13,000         |
|      |     |      |            |         |         | 事業計画R5 | 407.0      | 9,100     | 0                       | 4,700         | 5,400         | 8,600          | 6,500          |

※ 1. 観光人口は日最大における観光人口を示す。

表 2.1.2 特定環境保全公共下水道事業の計画概要

| 事業種別 | 処理区 | 処理方式 | 処理場名称     | 事業着手年.月 | 供用開始年.月 | 目標年次    | 面積<br>(ha) | 計画人口      |                         | 計画汚水量<br>日最大<br>(m3/日) | 処理能力<br>(m3/日) |
|------|-----|------|-----------|---------|---------|---------|------------|-----------|-------------------------|------------------------|----------------|
|      |     |      |           |         |         |         |            | 定住<br>(人) | 観光※ <sup>1</sup><br>(人) |                        |                |
| 特 環  | 田鶴浜 | OD法  | 田鶴浜浄化センター | H1.9    | H6.4    | 全体計画R12 | 123.3      | 1,820     | 0                       | 980                    | 1,650          |
|      |     |      |           |         |         | 事業計画R5  | 175.1      | 3,380     | 0                       | 1,400                  | 1,650          |
| 特 環  | 中島  | OD法  | 中島浄化センター  | H5.8    | H10.3   | 全体計画R12 | 146.0      | 2,040     | 0                       | 870                    | 1,700          |
|      |     |      |           |         |         | 事業計画R5  | 174.6      | 3,010     | 0                       | 1,100                  | 1,700          |
| 特 環  | 長浦  | OD法  | 長浦処理場     | H14.7   | H17.3   | 全体計画R12 | 7.0        | 140       | 0                       | 180                    | 190            |
|      |     |      |           |         |         | 事業計画R5  | 7.0        | 170       | 0                       | 140                    | 190            |
| 特 環  | 能登島 | OD法  | 中部処理場     | H5.8    | H8.3    | 全体計画R12 | 56.5       | 550       | 0                       | 390                    | 740            |
|      |     |      |           |         |         | 事業計画R5  | 56.5       | 650       | 0                       | 440                    | 740            |

※ 1. 観光人口は日最大における観光人口を示す。

表 2.1.3 農業集落排水事業の概要

| 事業<br>種別 | 処理区  | 処理方式     | 処理場名称            | 事業<br>着手<br>年. 月 | 供用<br>開始<br>年. 月 | 面積<br>(ha) | 計画人口<br>(人) | 計画汚水量         | 処理<br>能力<br>(m3/日) | 接続状況 |     |        |
|----------|------|----------|------------------|------------------|------------------|------------|-------------|---------------|--------------------|------|-----|--------|
|          |      |          |                  |                  |                  |            |             | 日最大<br>(m3/日) |                    | 接続先  | 工事  | 供用     |
| 農 集      | 西杉   | JARUS-Ⅲ  | 西杉地区処理場          | H4. 7            | H6. 11           | 36. 7      | 660         | 218           | 218                | 田鶴浜  | H29 | H30. 4 |
| 農 集      | 谷内   | JARUS-Ⅲ  | 谷内地区処理場          | H6. 12           | H10. 5           | 53. 0      | 790         | 261           | 261                | 中島   | H29 | H30. 4 |
| 農 集      | 土川   | JARUS-Ⅰ  | 土川地区処理場          | H12. 2           | H15. 3           | 37. 0      | 370         | 122           | 122                | 中島   | R2  | R3. 4  |
| 農 集      | 三引   | JARUS-Ⅲ  | 三引地区処理場          | H6. 8            | H9. 7            | 38. 0      | 1, 000      | 330           | 330                | 田鶴浜  | R2  | R3. 4  |
| 農 集      | 奥吉田  | JARUS-Ⅰ  | 奥吉田地区処理場         | H5. 9            | H8. 4            | 17. 6      | 250         | 83            | 83                 | 中島   | R3  | R5. 8  |
| 農 集      | 北免田  | JARUS-Ⅰ  | 北免田地区処理場         | H5. 9            | H8. 4            | 23. 1      | 360         | 119           | 119                | 中島   | R10 |        |
| 農 集      | 端    | JARUS-Ⅲ  | 端地区処理場           | H1. 7            | H5. 4            | 23. 0      | 1, 090      | 360           | 360                | 田鶴浜  | R3  | R4. 8  |
| 農 集      | 白深   | JARUS-Ⅲ  | 白深地区処理場          | H3. 7            | H6. 4            | 27. 0      | 640         | 211           | 211                | 田鶴浜  | R12 |        |
| 農 集      | 吉田   | JARUS-Ⅲ  | 吉田地区処理場          | H5. 5            | H8. 7            | 35. 5      | 590         | 195           | 195                | 田鶴浜  | R7  |        |
| 農 集      | 藤瀬   | JARUS-Ⅲ  | 藤瀬地区処理場          | H5. 10           | H9. 5            | 36. 4      | 810         | 267           | 267                | 中島   | R7  |        |
| 農 集      | 笠師保  | OD法      | 笠師保地区処理場         | H7. 12           | H11. 5           | 90. 8      | 1, 640      | 541           | 541                | 中島   | R17 |        |
| 農 集      | 若林   | JARUS-Ⅲ  | 若林地区処理場          | H6. 12           | H9. 4            | 29. 0      | 670         | 221           | 221                |      |     |        |
| 農 集      | 伊久留  | JARUS-Ⅲ  | 伊久留地区処理場         | H3. 7            | H6. 8            | 21. 0      | 560         | 185           | 185                | 田鶴浜  | R22 |        |
| 農 集      | 江泊   | JARUS-Ⅰ  | 江泊地区処理場          | H7. 4            | H9. 4            | 5. 3       | 240         | 79            | 79                 |      |     |        |
| 農 集      | 半浦   | JARUS-Ⅰ  | 半浦地区処理場          | H7. 10           | H9. 3            | 17. 0      | 400         | 132           | 132                |      |     |        |
| 農 集      | 島別所  | 接触曝気法    | 島別所地区処理場         | H8. 2            | H8. 10           | 7. 4       | 180         | 59            | 59                 |      |     |        |
| 農 集      | 南    | JARUS-S  | 南地区処理場           | H9. 3            | H9. 12           | 5. 0       | 100         | 33            | 33                 |      |     |        |
| 農 集      | 崎山   | JARUS-XⅣ | 崎山地区処理場          | H8. 4            | H11. 8           | 40. 1      | 1, 380      | 455           | 455                |      |     |        |
| 農 集      | 須曾   | JARUS-Ⅰ  | 須曾地区処理場          | H8. 11           | H10. 3           | 9. 0       | 310         | 102           | 102                |      |     |        |
| 農 集      | 二穴   | JARUS-S  | 二穴地区処理場          | H11. 1           | H12. 3           | 2. 4       | 110         | 36            | 36                 |      |     |        |
| 農 集      | 無閑   | 接触曝気法    | 無閑地区処理場          | H11. 8           | H13. 3           | 3. 3       | 150         | 50            | 50                 |      |     |        |
| 農 集      | 外    | OD法      | 外地区処理場           | H9. 11           | H12. 7           | 44. 0      | 1, 250      | 413           | 413                |      |     |        |
| 農 集      | 河内   | JARUS-S  | 河内地区処理場          | H13. 7           | H15. 3           | 21. 1      | 190         | 63            | 63                 |      |     |        |
| 農 集      | 高階第一 | JARUS-XⅣ | たかしな<br>クリーンセンター | H12. 4           | H16. 4           | 91. 0      | 1, 320      | 436           | 436                | 田鶴浜  | R22 |        |
| 農 集      | 大津   | JARUS-Ⅲ  | 大津地区処理場          | H2. 7            | H6. 4            | 27. 0      | 860         | 284           | 284                |      |     |        |
| 農 集      | 南大呑  | JARUS-Ⅲ  | 南大呑地区処理場         | H5. 4            | H8. 4            | 23. 0      | 570         | 188           | 188                |      |     |        |

出典：下水道基本構想エリアマップ H16、H28、七尾市の下水道 R3、決算統計 R4  
26 処理区のうち、4 (6) 処理区は特環に接続済

表 2.1.4 漁業集落排水事業の概要

| 事業種別 | 処理区   | 処理方式    | 処理場名称          | 事業着手年・月 | 供用開始年・月 | 面積(ha) | 計画人口(人) | 計画汚水量     | 処理能力(m3/日) |
|------|-------|---------|----------------|---------|---------|--------|---------|-----------|------------|
|      |       |         |                |         |         |        |         | 日最大(m3/日) |            |
| 漁集   | 閩     | 接触曝気法   | 閩クリーンセンター      | H11.9   | H14.3   | 13.0   | 260     | 86        | 86         |
| 漁集   | 鰺目・野崎 | OD法     | 東部クリーンセンター     | H7.8    | H12.5   | 65.0   | 2,070   | 683       | 683        |
| 漁集   | 祖母ヶ浦  | 接触曝気法   | 祖母ヶ浦クリーンセンター   | H13.10  | H16.5   | 10.0   | 410     | 135       | 135        |
| 漁集   | 三ヶ    | 接触曝気法   | 三ヶクリーンセンター     | H13.9   | H17.3   | 18.0   | 350     | 116       | 116        |
| 漁集   | 瀬嵐    | 接触曝気法   | 瀬嵐地区処理場        | H11.6   | H14.3   | 13.0   | 300     | 99        | 99         |
| 漁集   | 鵜浦    | JARUS-S | 崎山地区処理場(農集)へ流入 | H8.4    | H11.8   | 24.0   | 580     | 191       | 191        |
| 漁集   | 佐々波   | 接触曝気法   | 佐々波クリーンセンター    | H12.4   | H15.5   | 8.2    | 420     | 139       | 139        |
| 漁集   | 庵     | 接触曝気法   | 庵・百海クリーンセンター   | H17.4   | H20.10  | 15.0   | 470     | 155       | 155        |

出典：下水道基本構想エリアマップ H16, H28、七尾市の下水道 R3、決算統計 R4

表 2.1.5 小規模集合排水処理事業の概要

| 事業種別 | 処理区 | 処理方式  | 処理場名称   | 事業着手年・月 | 供用開始年・月 | 面積(ha) | 計画人口(人) | 計画汚水量     | 処理能力(m3/日) |
|------|-----|-------|---------|---------|---------|--------|---------|-----------|------------|
|      |     |       |         |         |         |        |         | 日最大(m3/日) |            |
| 小規模  | 佐波  | 接触曝気法 | 佐波地区処理場 | H14.9   | H15.3   | 10.0   | 120     | 40        | 40         |

出典：下水道基本構想エリアマップ H16, H28、七尾市の下水道 R3、決算統計 R4

表 2.1.6 特定地域生活排水処理施設の概要

| 事業種別         | 処理区名  | 処理方式  | 処理場名称      | 事業着手年・月・日 | 供用開始年・月・日 | 面積(ha)  | 計画人口  | 計画汚水量     | 処理能力(m3/日) |
|--------------|-------|-------|------------|-----------|-----------|---------|-------|-----------|------------|
|              |       |       |            |           |           |         | 定住(人) | 日最大(m3/日) |            |
| 浄化槽市町村整備推進事業 | 七尾市全域 | 接触曝気法 | 既設浄化槽957箇所 | H15.11.11 | H16.3.26  | 4,865.0 | 4,838 | 1,106.0   | 1,106.0    |

出典：下水道基本構想エリアマップ H16, H28、七尾市の下水道 R3、決算統計 R4

表 2.1.7 個別排水処理施設整備事業の概要

| 事業種別 | 処理区名  | 処理方式  | 処理場名称     | 事業着手年・月・日 | 供用開始年・月・日 | 面積(ha) | 計画人口  | 計画汚水量     | 処理能力(m3/日) |
|------|-------|-------|-----------|-----------|-----------|--------|-------|-----------|------------|
|      |       |       |           |           |           |        | 定住(人) | 日最大(m3/日) |            |
| 個別   | 旧能登島町 | 接触曝気法 | 既設浄化槽23箇所 | H12.9.14  | H12.11.30 | 14.0   | 129   | 45.0      | 45.0       |

出典：下水道基本構想エリアマップ H16, H28、七尾市の下水道 R3、決算統計 R4

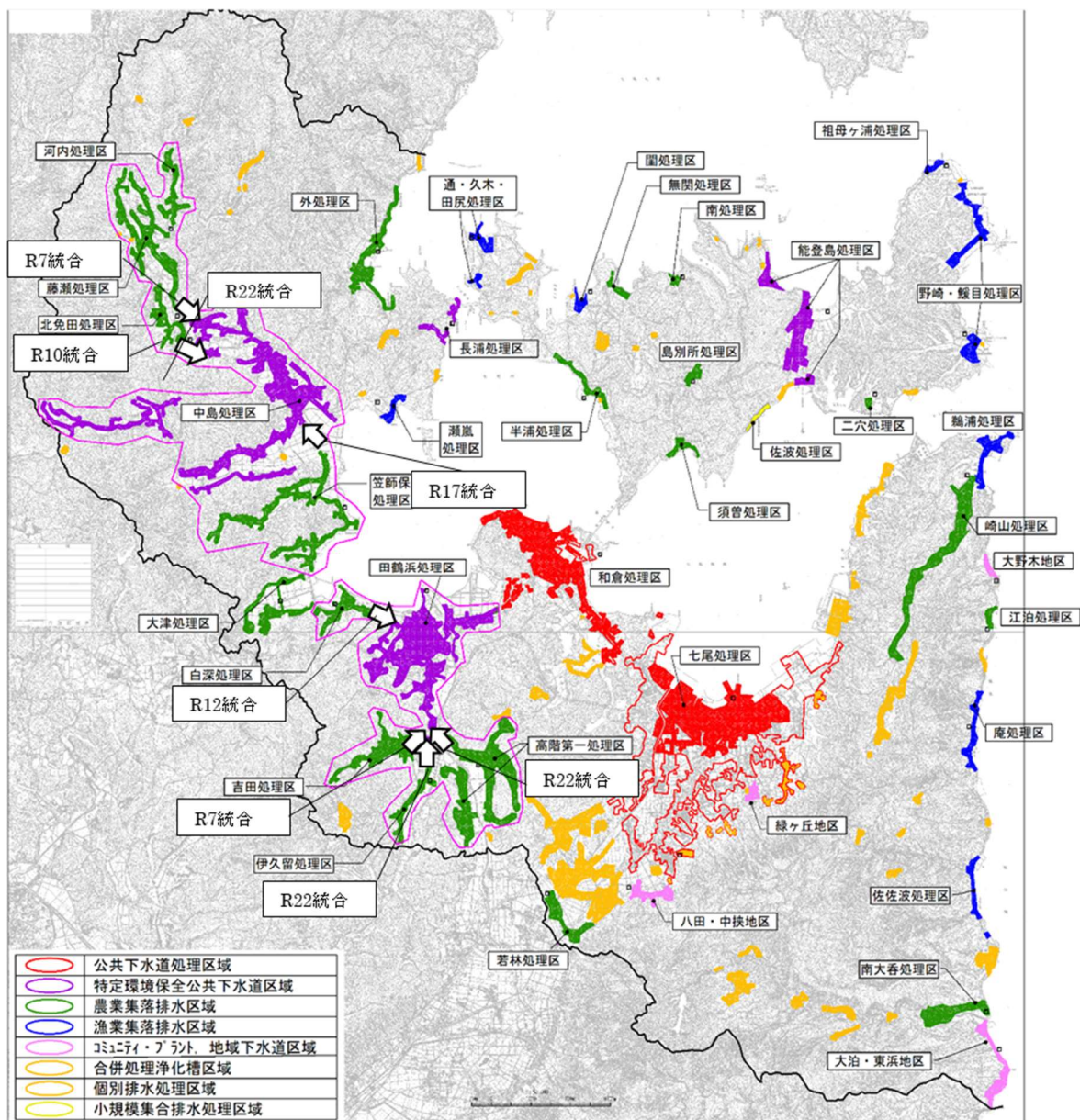


図 2.1 七尾市の下水道計画区域図

「令和 3 年度 七尾市汚水処理構想アクションプラン」より抜粋

※災害復旧事業を優先することから、統合時期は遅れる見込みです。

## 2-1-2 下水道使用料

本市の一般汚水の使用料体系は、表 2.2.1 に示すとおり、基本使用料と従量使用料の二部使用料制を採用しています。浄化槽（特地）は、表 2.2.2 によります。

表 2.2.1 下水道使用料金表（公共、特環、農集、漁集、小規模、個別）税抜き

|        | 基本料金                          | 従量料金（1m <sup>3</sup> につき）                   |      |
|--------|-------------------------------|---------------------------------------------|------|
|        |                               | 使用水量                                        | 金額   |
| 一般汚水   | 500円                          | 1 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> までの分  | 100円 |
|        |                               | 10 m <sup>3</sup> から 50 m <sup>3</sup> までの分 | 160円 |
|        |                               | 50 m <sup>3</sup> を超える分                     | 180円 |
| 浴場汚水   | 500円                          | 1 m <sup>3</sup>                            | 70円  |
| 一時使用汚水 | 10m <sup>3</sup> まで<br>2,000円 | 11 m <sup>3</sup>                           | 200円 |

※平成 6 年 9 月施行

表 2.2.2 浄化槽料金表（特地）税抜き

| 人槽   | 月額使用料  |
|------|--------|
| 5人槽  | 2,667円 |
| 7人槽  | 3,619円 |
| 10人槽 | 4,667円 |

※平成 18 年 10 月施行

### 2-1-3 組織体制

本市の下水道事業の組織体制は図 2.3.1 に示すとおりです。

下水道事業の職員数は、図 2.3.2 に示すように年々減少していましたが、能登半島地震関連業務の増加により、中長期派遣職員の応援を受けているところです。

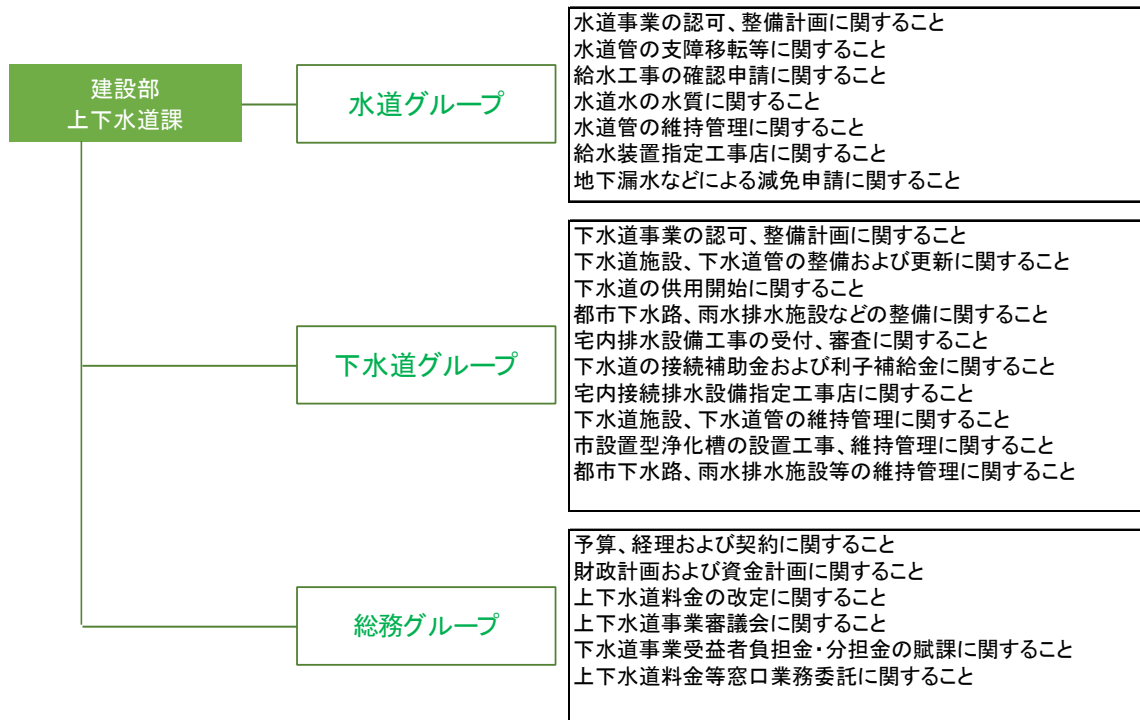


図 2.3.1 下水道事業の組織体制（令和4年度以降）

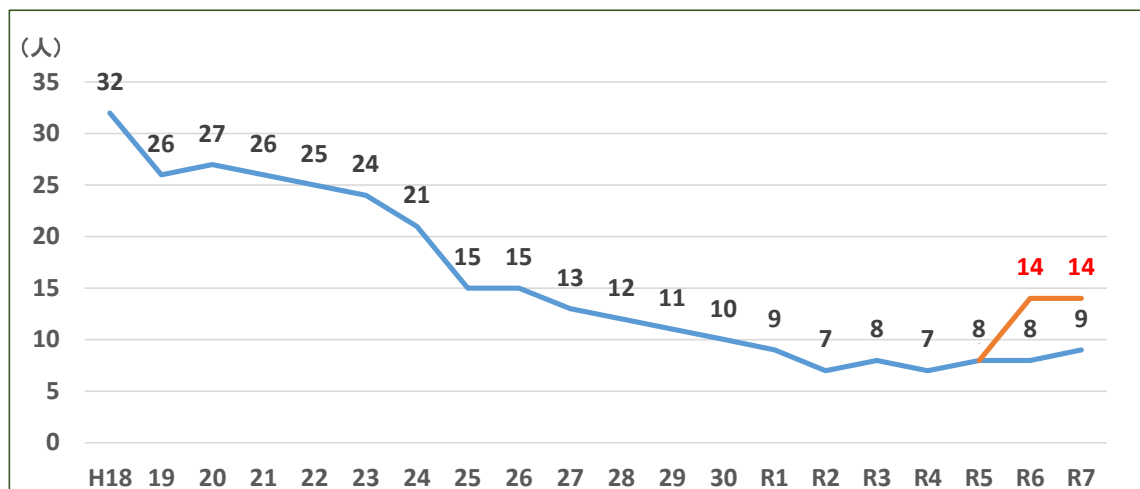


図 2.3.2 下水道事業職員数の推移

※令和6年度は能登半島地震災害復旧業務対応のため、中長期派遣職員を7人（うち半年交代2人）、令和7年度は5人受入れています。

※下水道事業会計以外（都市下水路、浄化槽及びコミプラ）にも2名受入れています。

## 2-1-4 経営改善の推進

下水道を取巻く事業環境の全国的な課題としては、老朽化施設の増大、使用料収入減少などがありますが、本市におきましても例外ではなく、このような状況への解決策として、民間活用や広域化・共同化の手法が挙げられます。

### (1) 民間活用の状況

終末処理場、各ポンプ場及び管路施設の維持管理は民間業者へ委託しており、維持管理の効率化を図っています。引き続き、維持管理経費の見直しや業務の効率化のため、可能な分野については民間委託の活用を図っていく方針です。

### (2) 広域化・共同化の状況

農集26処理区のうち、4(6)処理区を特環に接続し、処理場を廃止しました。

さらに農集9(7)処理区を特環に接続し、処理場を廃止する計画です(参照:図2.1、表2.1.3)。

※ ( ) 内は令和6年度末数値

### (3) 能登半島地震により被災した施設の復旧方針

被災した管渠施設については災害査定結果により原形復旧を基本としますが、公費解体等により家屋がなくなり、今後汚水の発生が見込めない路線については管渠の埋殺し等による廃止を検討します。また、農業集落排水等の末端管渠(市単独路線)についても、住民の意向も踏まえながら浄化槽による復旧を検討し、早期復旧を目指します。

処理施設の復旧においては震災後の人口を考慮し、ダウンサイジングができる施設については現状にあった施設規模に復旧する方針です。

## 〈用語解説〉

### 【広域化・共同化】

執行体制の確保や経営改善により良好な事業運営を継続するための手法の一つとして、複数市町村などによる処理区の統合、下水汚泥の共同処理、維持管理業務の共同化などにより、スケールメリットを生かして効率的な事業運営を図るものである。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)において、「広域化を推進するための目標を掲げる」ことが明記され、これを受けて総務省・農林水産省・国土交通省・環境省の連名で、令和4年度までに都道府県単位で「広域化・共同化計画」を策定することを要請した。

これを踏まえ、本市においても「令和3年度七尾市下水道アクションプラン策定業務」を実施しており、経済性や定性的な評価の結果から、農業集落排水26処理区を最終的に13処理区に削減するものである。

## 2-1-5 経営分析

現状分析は、本市の下水道事業における経営及び施設の状態を表す経営指標を活用し、事業規模の類似する団体との比較・特徴の分析を行い、現状の課題を的確に把握するために行います。現状分析に使用する経営指標は、総務省が地方公営企業（下水道事業）の経営比較分析に採用しているもの及び下水道事業の特性を十分に踏まえたものを用い、総務省の定める事業類型が同じ他団体と事業別に比較します。

図 2.4.1～3 は、七尾市と類似団体(全国平均)の経営指標を比較するため、令和 4 年度（震災前）及び令和 6 年度（震災後）の状況をレーダーチャートで示したものです。

※類似団体の類型は令和 5 年度より変更しています。

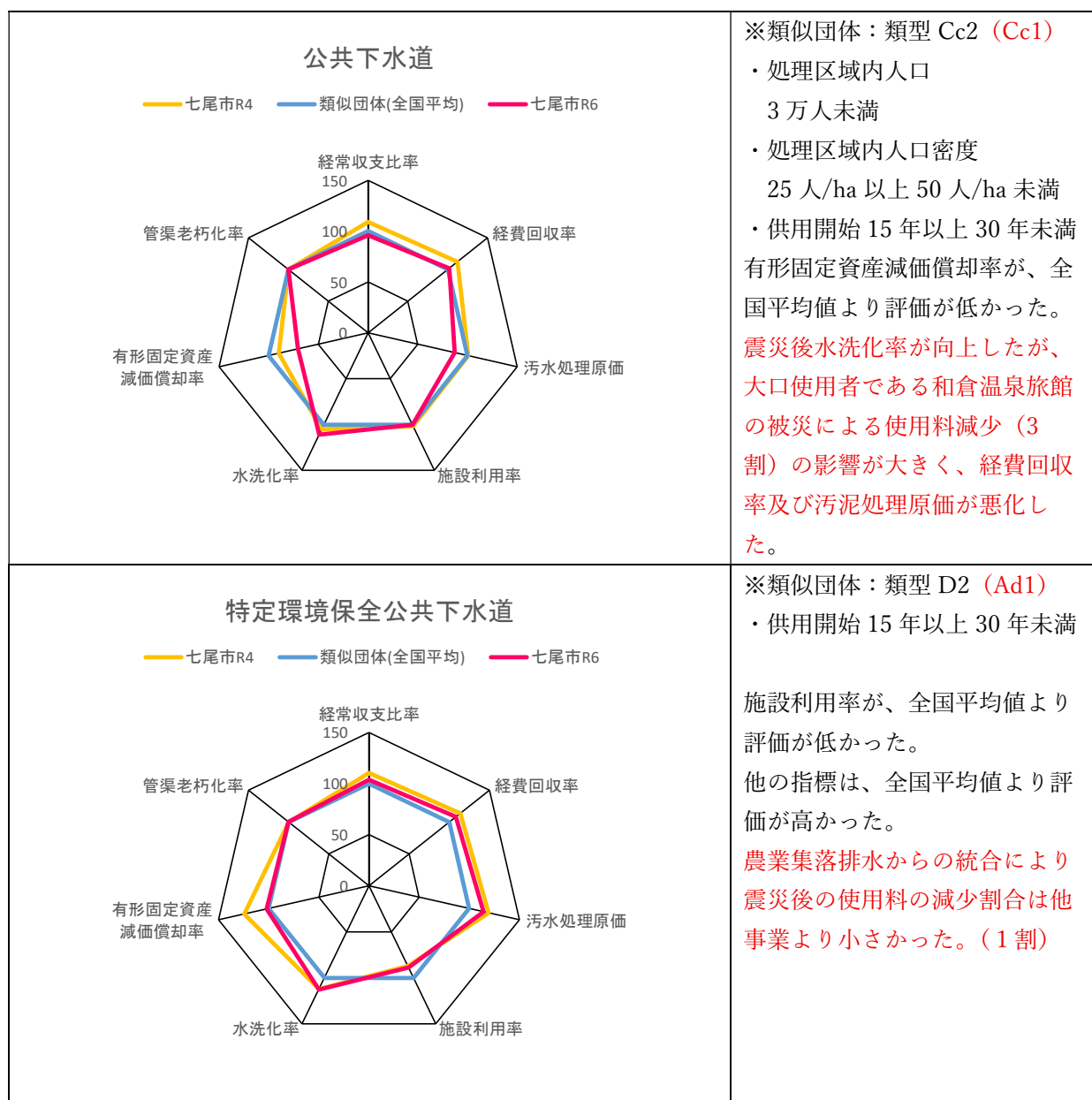


図 2.4.1 経営分析（令和 4 年度、令和 6 年度）（1）

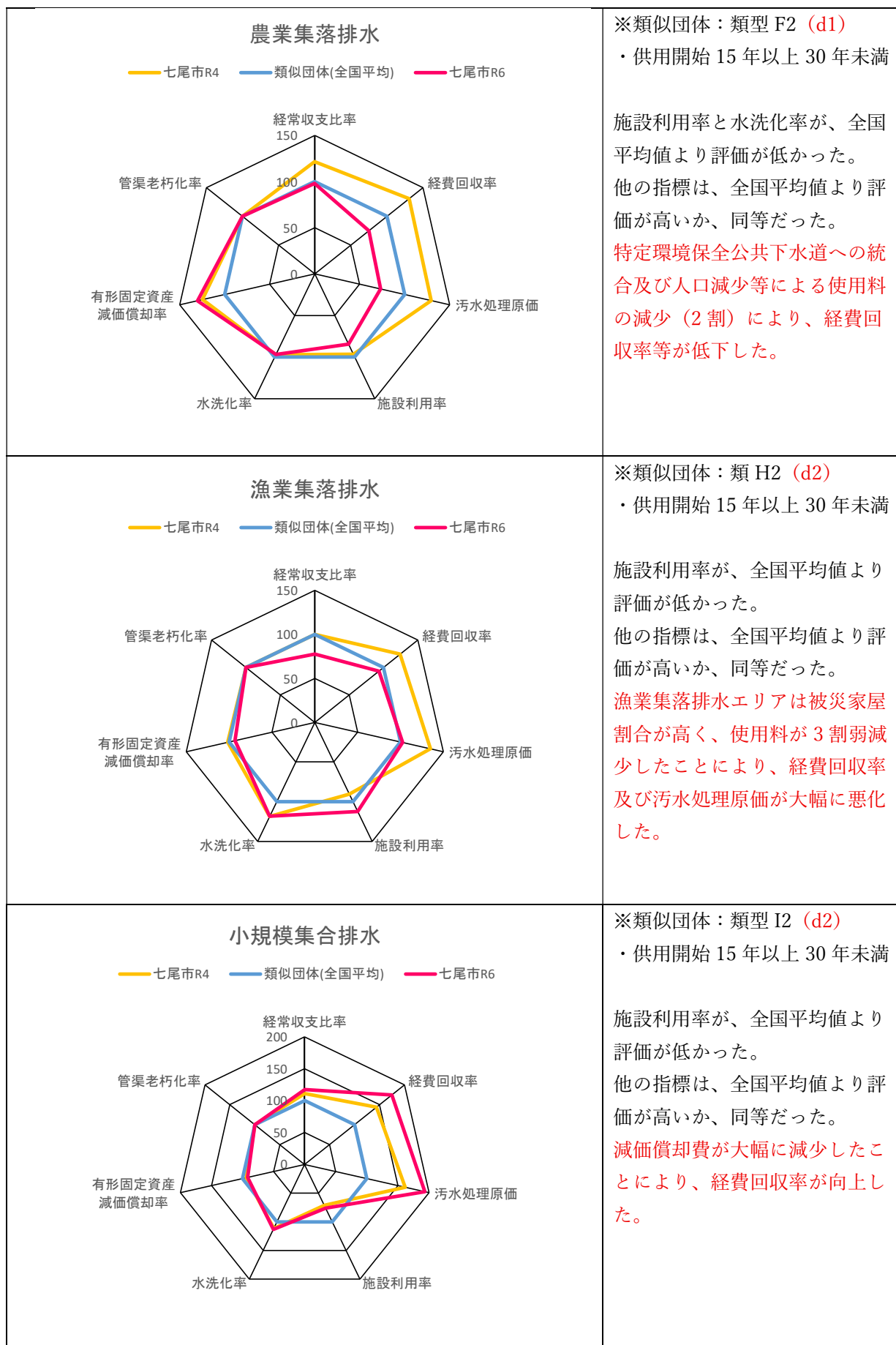


図 2.4.2 経営分析（令和 4 年度、令和 6 年度）（2）

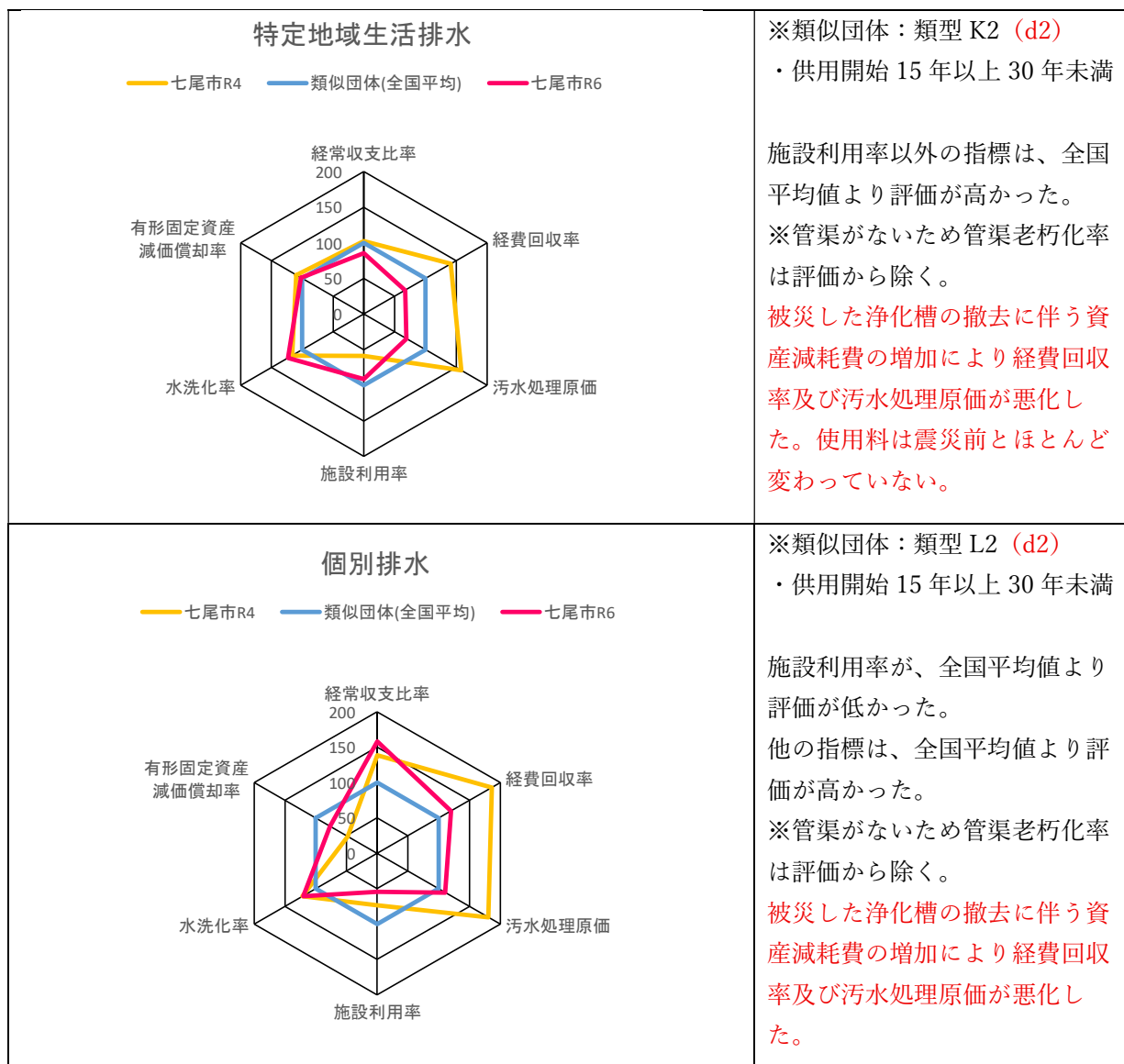


図 2.4.3 経営分析（令和 4 年度、令和 6 年度）(3)

## 2-1-6 七尾市全体の実績

企業会計に移行した平成30年度から令和6年度の七尾市全体（公営企業7事業の計）の実績を、表2.3.1～4、図2.5.1～5に示します。

表 2.3.1 業務量等

| 区分 \ 年度             | H30       | R1        | R2        | R3        | R4        | R5        | R6        |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 現在処理区域内人口(人)        | 33,840    | 33,437    | 33,057    | 32,439    | 32,027    | 31,014    | 28,929    |
| 行政区域内人口(人)          | 46,006    | 45,175    | 43,949    | 42,738    | 41,813    | 40,450    | 39,173    |
| 普及率(%)              | 73.56     | 74.02     | 75.22     | 75.90     | 76.60     | 76.67     | 73.85     |
| 水洗化人口(人)            | 29,155    | 29,420    | 29,188    | 28,760    | 28,492    | 27,825    | 26,070    |
| 水洗化率(%)             | 86.16     | 87.99     | 88.30     | 88.66     | 88.96     | 89.72     | 90.12     |
| 年間総処理水量(m3)         | 4,329,741 | 4,516,850 | 4,121,943 | 4,185,115 | 4,183,908 | 3,873,325 | 4,336,834 |
| 1日平均処理水量(m3)        | 11,862    | 12,341    | 11,293    | 11,466    | 11,463    | 10,583    | 11,882    |
| 年間有収水量(m3)          | 3,781,729 | 3,727,391 | 3,577,653 | 3,594,802 | 3,634,087 | 2,708,157 | 2,817,144 |
| 有収率(%)              | 87.34     | 82.52     | 86.80     | 85.89     | 86.86     | 69.92     | 64.96     |
| 水洗化人口1人1日処理水量(L/人日) | 407       | 419       | 387       | 399       | 402       | 380       | 456       |
| 水洗化人口1人1日有収水量(L/人日) | 355       | 346       | 336       | 342       | 349       | 266       | 296       |

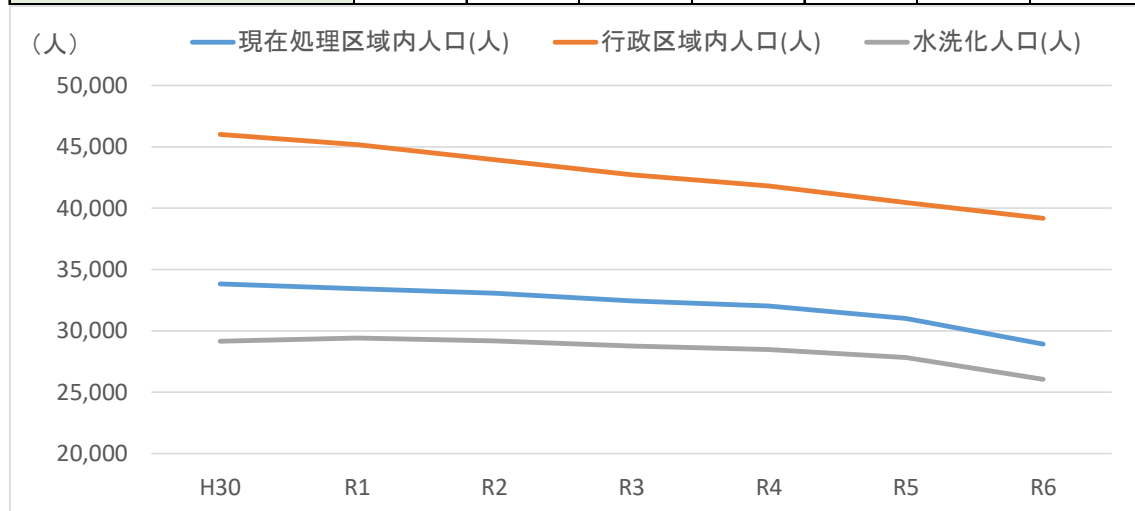


図 2.5.1 業務量等(1)

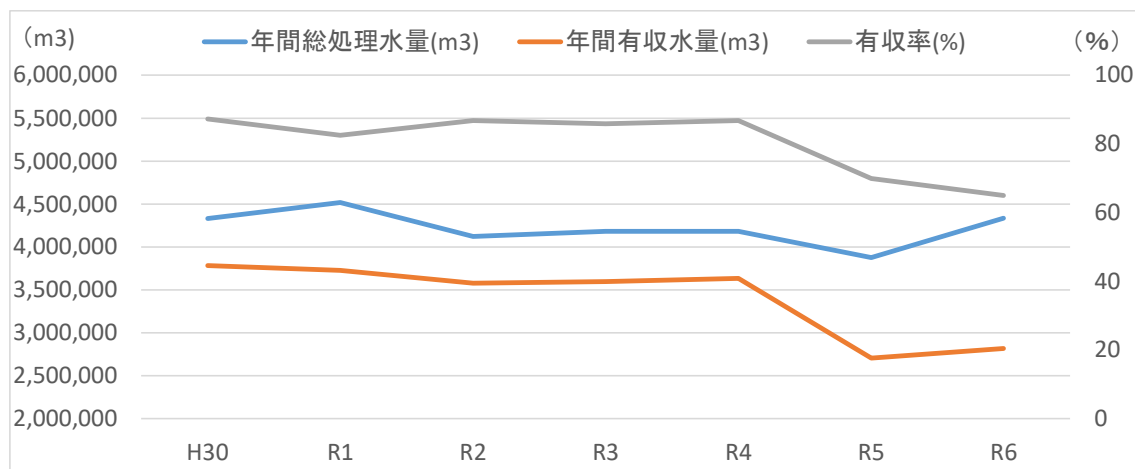


図 2.5.2 業務量等(2)

※令和6年1月から3月分は下水道使用料が免除となっています。

※令和6年度の総処理水量が多くなっているのは、破損した下水道管内に雨水や地下水等の不明水の流入が影響したものと思われます。

平成30年度から令和4年度に水洗化人口が2.3%減少、有収水量が3.9%減少、営業収益は3.7%減少、営業外収益は13.1%減少、下水道事業収益は11.2%減少し、さらに震災後には22.4%減少（R4とR6の比較）しました。

表 2.3.2 事業収益（税抜き）

| 区分 \ 年度     | H30       | R1        | R2        | R3        | R4        | R5        | R6        |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 下水道事業収益（千円） | 3,080,421 | 2,991,142 | 2,564,217 | 2,637,029 | 2,736,493 | 2,637,512 | 2,684,013 |
| 営業収益（千円）    | 622,845   | 613,869   | 586,721   | 590,511   | 599,727   | 448,195   | 465,131   |
| 営業外収益（千円）   | 2,457,576 | 2,377,273 | 1,976,536 | 1,957,004 | 2,136,339 | 2,185,982 | 1,974,642 |
| 特別利益（千円）    | 0         | 0         | 960       | 89,513    | 427       | 3,335     | 244,240   |

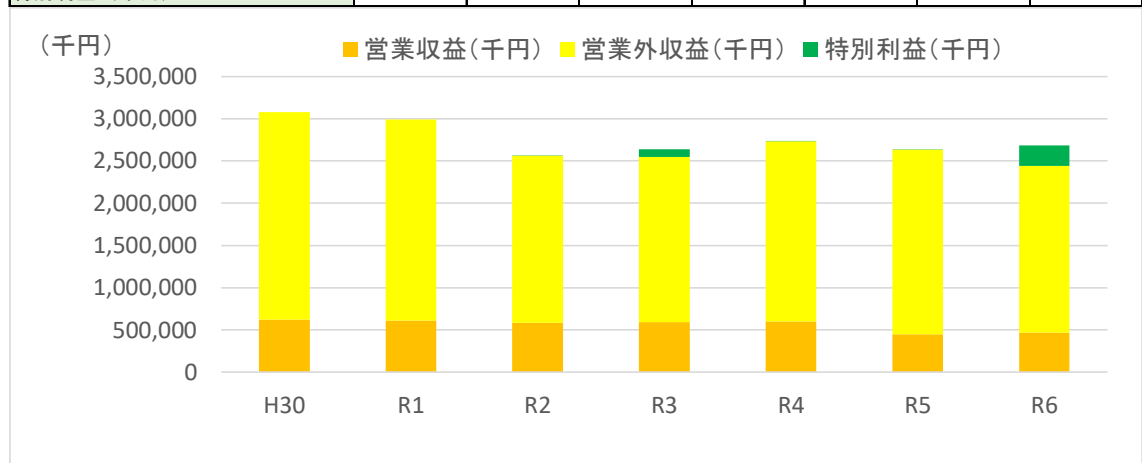


図 2.5.3 事業収益（税抜き）

平成30年度から令和4年度に営業費用は17.7%減少し、営業外費用は36.1%減少し、下水道事業費用は20.9%減少しました。令和5年度以降、能登半島地震の応急復旧費用として特別損失が大幅に増加しています。

表 2.3.3 事業費用（税抜き）

| 区分 \ 年度     | H30       | R1        | R2        | R3        | R4        | R5        | R6        |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 下水道事業費用（千円） | 3,050,953 | 2,965,263 | 2,500,074 | 2,521,803 | 2,414,717 | 2,494,367 | 2,601,783 |
| 営業費用（千円）    | 2,555,741 | 2,531,676 | 2,111,918 | 2,087,187 | 2,103,652 | 2,022,409 | 2,015,678 |
| 営業外費用（千円）   | 476,639   | 433,380   | 387,857   | 344,759   | 304,373   | 271,596   | 261,133   |
| 特別損失（千円）    | 18,573    | 207       | 298       | 89,857    | 6,691     | 200,361   | 324,972   |

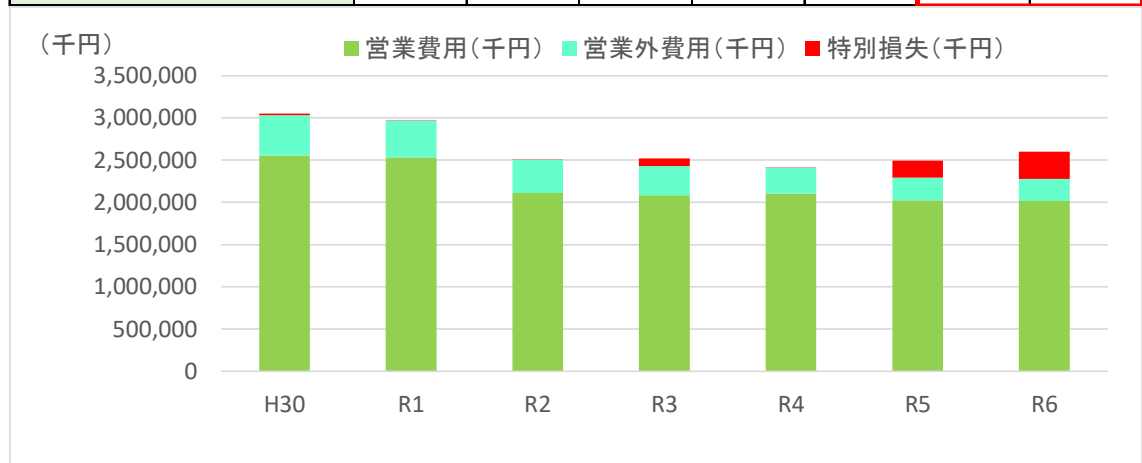


図 2.5.4 事業費用（税抜き）

平成30年度から令和4年度に、経常収支比率が12ポイント向上しました。これは、事業収益の減少よりも、営業費用と営業外費用の減少が相当に大であったためと考えられます。

使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す経費回収率は、令和元年度から令和3年度に低下し、令和4年度に平成30年度の水準に回復しましたが、能登半島地震の影響による下水道使用料の減少により悪化しています。

和倉温泉旅館の営業再開や災害復興住宅の整備の状況が今後大きく影響するものと思われま。

有形固定資産減価償却率は、今後も増加していく見通しですが、法定耐用年数に近づいた資産はまだ少ない状況であります。

管渠老朽化率は0%ですが、能登半島地震により被災した管渠の復旧を優先しつつ、調査点検した結果も考慮し、今後老朽管を順次更新していく予定であります。

表 2.3.4 経営指標

| 区分 \ 年度        | H30    | R1     | R2     | R3     | R4     | R5     | R6     |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 経常収支比率(%)      | 101.58 | 100.88 | 102.54 | 104.75 | 113.62 | 114.83 | 107.16 |
| 経費回収率(%)       | 90.13  | 69.94  | 70.28  | 71.58  | 89.80  | 85.35  | 75.40  |
| 有形固定資産減価償却率(%) | 4.50   | 8.94   | 12.59  | 16.01  | 19.36  | 22.56  | 25.54  |
| 管渠老朽化率(%)      | 0.00   | 0.00   | 0.00   | 0.00   | 0.00   | 0.00   | 0.00   |

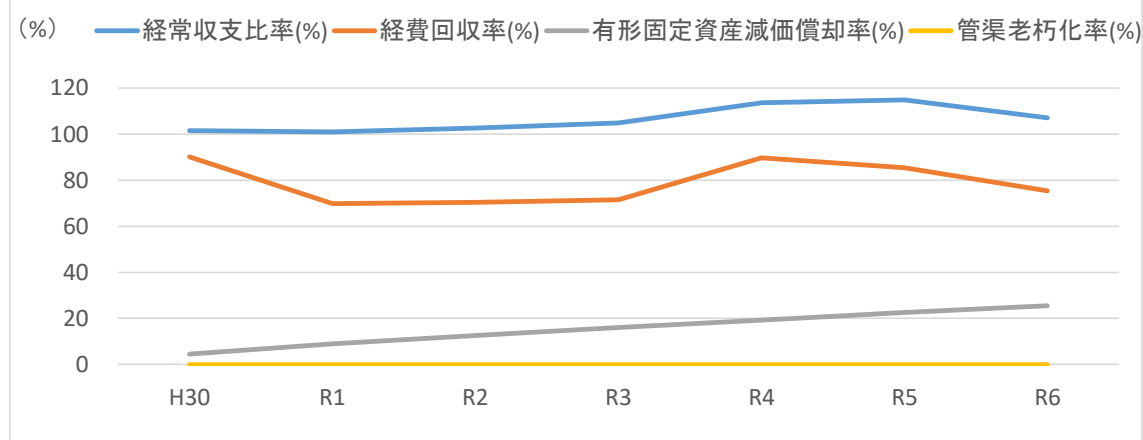


図 2.5.5 経営指標

## 2-2 施設状況

本市の下水道施設の概況は表2.4に示すとおりです。管路は約417kmが整備済み、ポンプ場及び処理場は概ね整備済みであり、今後は主に未整備地区の面整備事業（管路・マンホールポンプの新設）及び老朽施設の改築事業、耐震整備事業を進めていく方針です。

表 2.4 下水道施設の概況（令和5年3月31日現在）

|                               | 公共<br>下水道 | 特定環境<br>保全公共<br>下水道 | 農業<br>集落排水 | 漁業<br>集落排水 | 小規模<br>集合排水 | 特定地域<br>生活排水 | 個別排水 | 計      |
|-------------------------------|-----------|---------------------|------------|------------|-------------|--------------|------|--------|
| 下水管布設延長 (km)                  | 136       | 111                 | 138        | 31         | 1           | 0            | 0    | 417    |
| マンホールポンプ (箇所)                 | 30        | 23                  | 200        | 51         | 2           | 0            | 0    | 306    |
| ポンプ場 (箇所)                     | 1         | 0                   | 0          | 0          | 0           | 0            | 0    | 1      |
| 処理場 (箇所)                      | 2         | 4                   | 22         | 8          | 1           | 957          | 23   | 1,017  |
| 晴天最大処理能力 (m <sup>3</sup> /日)  | 13,400    | 4,280               | 3,234      | 1,322      | 32          | 1,106        | 45   | 23,419 |
| 晴天時最大処理水量 (m <sup>3</sup> /日) | 8,800     | 2,375               | 2,181      | 514        | 23          | —            | —    | 13,893 |
| 晴天時平均処理水量 (m <sup>3</sup> /日) | 6,851     | 1,740               | 1,574      | 374        | 8           | 574          | 15   | 11,136 |
| 晴天時最大稼働率 (%)                  | 65.7      | 55.5                | 67.4       | 38.9       | 71.9        | —            | —    | 62.4   |
| 終末処理場施設利用率 (%)                | 51.1      | 40.7                | 48.7       | 28.3       | 25.0        | 51.9         | 33.3 | 47.6   |

未普及対策の状況ですが、令和4年度末までに下水道普及率は80.0%（公営企業分76.6%、コミプラ他3.4%）となり、公共用水域の保全と生活環境の改善に貢献しています（国平均81.0%、県平均95.2%）。

改築事業の状況ですが、平成16年度から処理場の改築事業を開始し、調査・劣化診断により改築が必要となった施設について、優先順位をつけ、平準化を考慮しながら事業を進めています。

耐震整備事業の状況ですが、平成25年度から処理施設の耐震化工事を開始しました。

# 第3章 将来の事業環境

## 3-1 処理区域内人口の予測

処理区域内人口は行政人口の動向を踏まえて予測しました。(震災前)

### 3-1-1 行政人口

将来の行政人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計結果「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」を基に、図3.1に示すとおり、令和4年度の48,839人から、令和15年度には39,919人に減少すると想定しています。

表 3.1 基本台帳実績値と社人研 R5 公表値 単位：人

|                    | 2012年  | 2013年  | 2014年  | 2015年  | 2016年  | 2017年  | 2018年  | 2019年  | 2020年  | 2021年  | 2022年  |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1) 社人研H30公表値       |        |        |        | 55,325 |        |        |        |        | 52,376 |        |        |
| 2) 社人研R5公表値        |        |        |        |        |        |        |        |        | 50,300 |        |        |
| 3) 基本台帳実績          | 57,468 | 56,659 | 55,790 | 54,988 | 54,191 | 53,404 | 52,578 | 51,632 | 50,788 | 49,660 | 48,839 |
| 4) 基本台帳実績による推計     |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 3) 人口ビジョン見直し後 R2.7 |        |        |        | 55,325 |        |        |        |        | 52,554 |        |        |

|                      | 2025年  | 2030年  | 2035年  | 2040年  | 2045年  | 2050年  | 2055年  | 2060年  | 2065年  | 2070年  | 2075年  |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1) 社人研H30公表値         | 49,278 | 46,123 | 42,970 | 39,713 | 36,580 | 34,107 | 31,812 | 29,662 | 27,647 | 25,777 | 24,035 |
| 2) 社人研R5公表値          | 46,220 | 42,242 | 38,370 | 34,562 | 30,863 | 27,443 | 24,258 | 21,344 | 18,634 | 16,188 | 13,974 |
| 3) 基本台帳実績            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 4) 基本台帳実績による推計       | 46,401 | 42,107 | 37,813 | 33,519 | 29,224 | 24,930 | 20,636 | 16,342 | 12,048 | 7,753  | 3,459  |
| 3) 人口ビジョン見直し前 H27.10 | 48,326 | 45,966 | 43,559 | 41,036 | 38,640 | 36,500 | 34,584 | 32,890 |        |        |        |
| 3) 人口ビジョン見直し後 R2.7   | 50,144 | 47,760 | 45,288 | 42,706 | 40,361 | 38,268 | 36,365 | 34,641 | 32,873 | 31,238 | 29,685 |

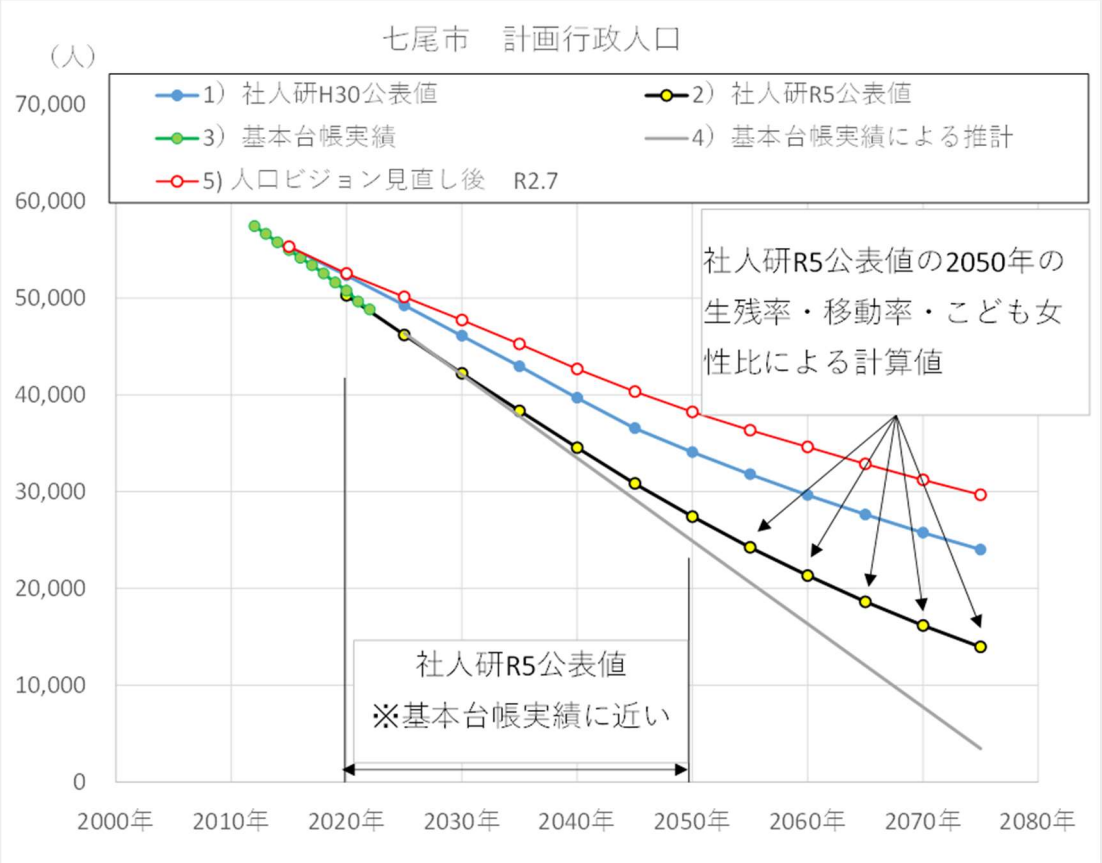


図 3.1 基本台帳実績値と社人研 R5 公表値

### 3-1-2 処理区域内人口・水洗化人口・計画日平均処理水量

平成28年度から令和3年度の各処理区、各地区の処理人口、処理戸数実績により時系列推計を行い、推計結果の合計が、行政人口に収まるように、調整し、令和15年度と令和55年度までの計画値としました。

処理区域内人口は、平成23年度に最高値となり、以後、減少に転じました。

水洗化人口は、令和元年度に最高値となり、以後、減少に転じました。

日平均処理水量は、平成28年度に最高値となり、減少に転じましたが、令和3～4年度に回復しました。

計画水洗化人口は、計画処理人口に水洗化率を乗じて算定しました。

計画日平均処理水量は、計画水洗化人口に原単位を乗じて算定しました。

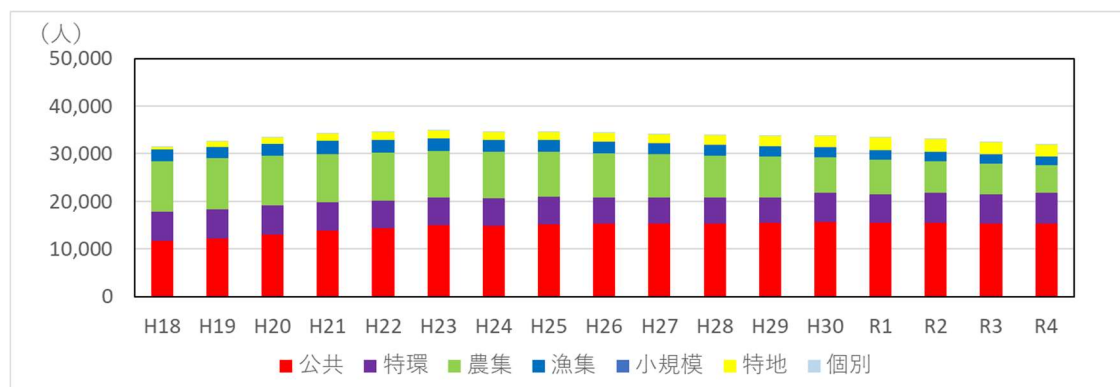


図 3.2 処理人口の実績

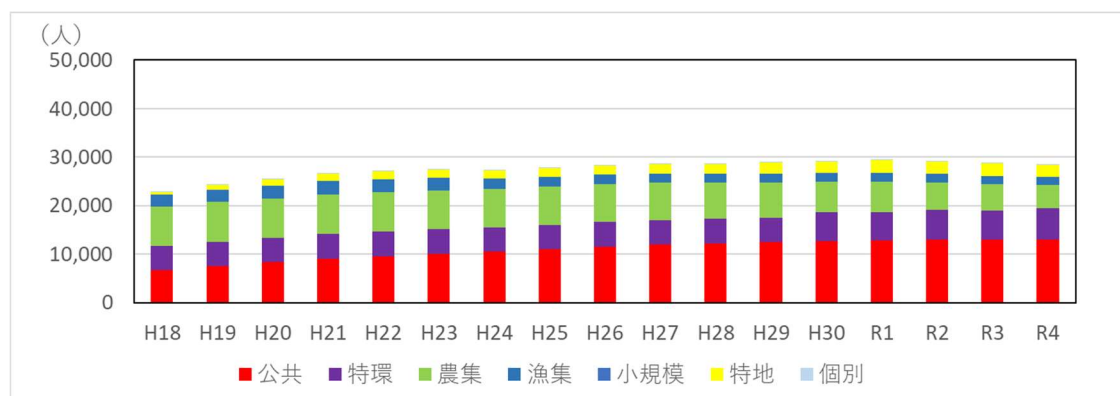


図 3.3 水洗化人口の実績

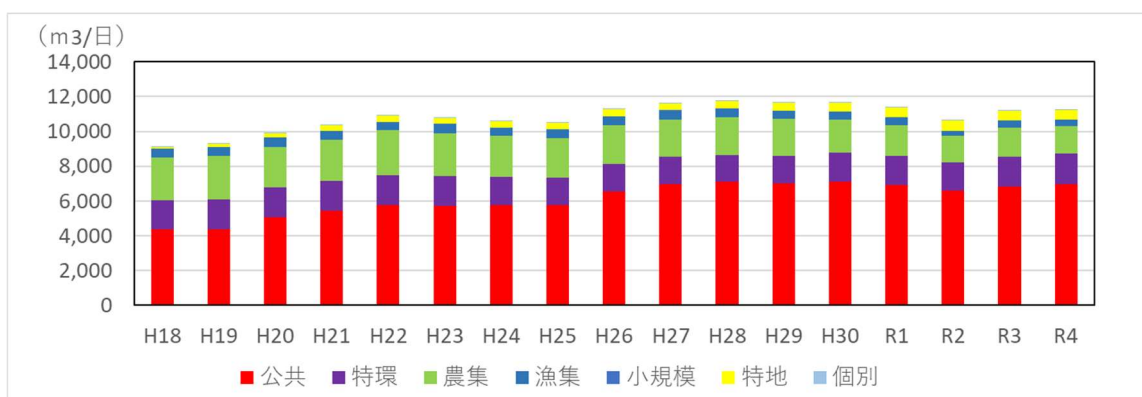


図 3.4 日平均処理水量の実績

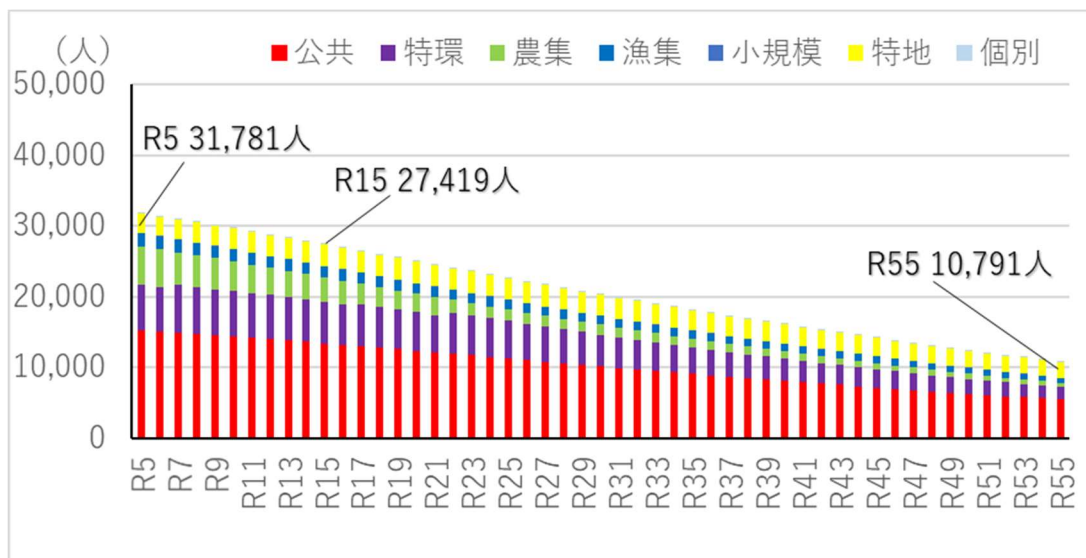


図 3.5 計画処理人口

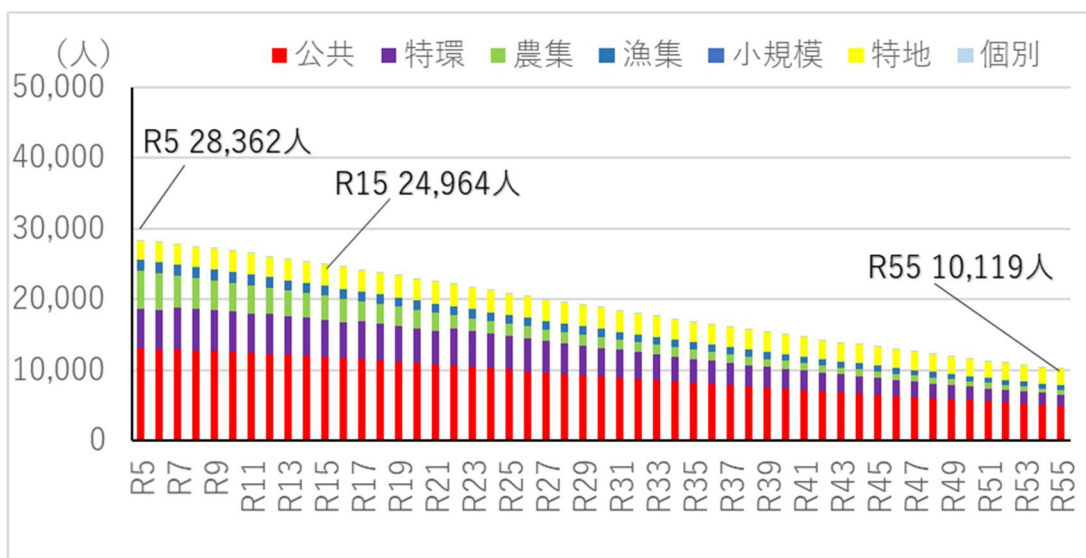


図 3.6 計画水洗化人口

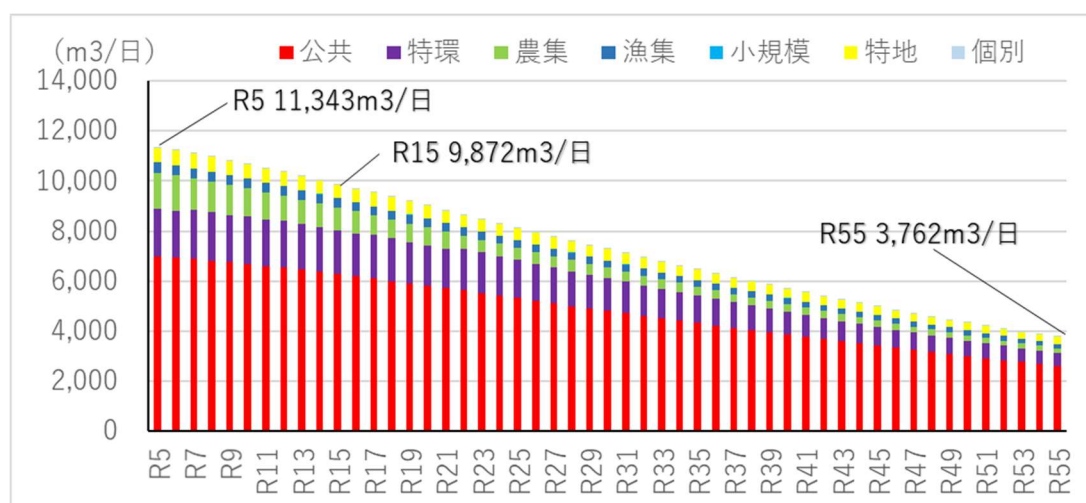


図 3.7 計画日平均処理水量

### 3-2 有収水量の予測

有収水量は計画日平均処理水量に有収率を乗じて処理区別に予測しました。

有収率は、近年の平均値を計画有収率としました。

表 3.2 計画有収率

単位：％

|     | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | 設定値   | 摘要            |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 公共  | 88.1  | 80.5  | 86.9  | 87.6  | 85.7  | 84.5  | 85.5  | 86.0  | H30-R4平均      |
| 特環  | 90.2  | 79.7  | 87.2  | 87.8  | 87.8  | 90.4  | 89.1  | 88.0  | H30-R4平均      |
| 農集  | 83.4  | 76.9  | 84.1  | 86.0  | 80.1  | 79.7  | 82.6  | 82.5  | H30-R4平均      |
| 漁集  | 95.4  | 88.7  | 95.6  | 96.2  | 114.5 | 95.4  | 97.3  | 96.1  | H30-R4平均 R2除く |
| 小規模 | 89.0  | 85.7  | 98.5  | 97.4  | 108.7 | 86.2  | 90.9  | 93.3  | H30-R4平均 R2除く |
| 特地  | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | H30-R4平均      |
| 個別  | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | H30-R4平均      |
| 計   | 88.2  | 80.8  | 87.5  | 88.3  | 86.8  | 85.9  | 86.8  |       |               |

※漁集と小規模の令和2年度の数値は異常値のため、平均値の算定から除く。

計画有収水量は、接続統合を考慮し、計画日平均処理水量に有収率と365日をかけて算定しました。

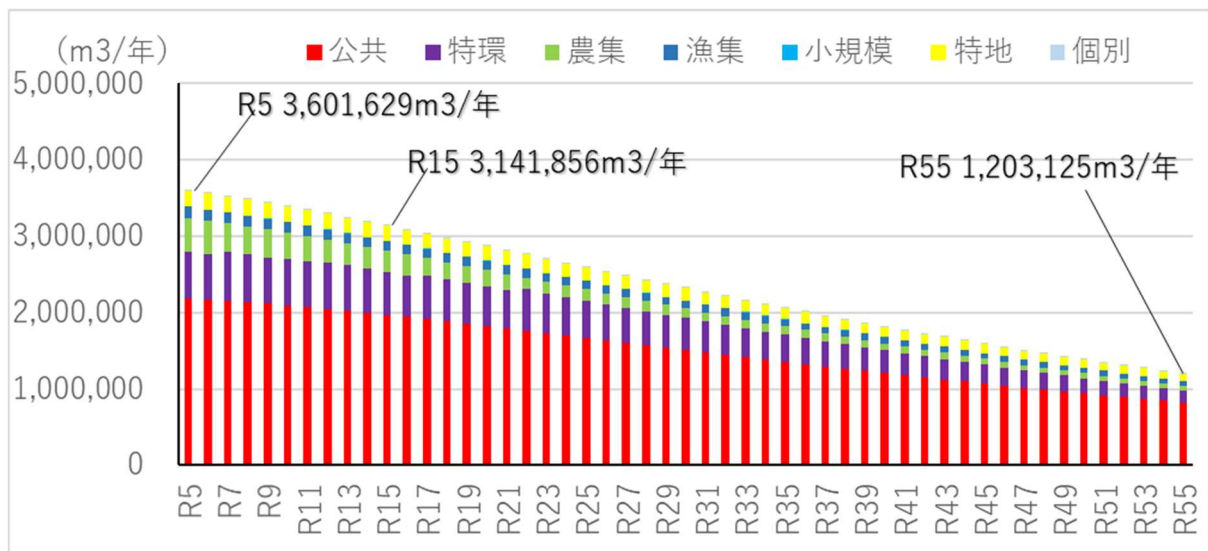


図 3.8 計画有収水量

### 3-3 使用料収入の見通し

使用料収入は有収水量に使用料単価を乗じて算出しました。

使用料単価は、令和４年度実績値としました。

表 3.3 使用料単価

|                 | 使用料収入<br>(千円) | 有収水量<br>(m <sup>3</sup> ) | 使用料単価<br>(円/m <sup>3</sup> ) |
|-----------------|---------------|---------------------------|------------------------------|
| 公共下水道           | 366,554       | 2,175,437                 | 168.50                       |
| 特定環境保全<br>公共下水道 | 98,023        | 610,642                   | 160.52                       |
| 農業集落排水          | 76,700        | 479,484                   | 159.96                       |
| 漁業集落排水          | 24,484        | 150,471                   | 162.72                       |
| 小規模集合排水         | 533           | 3,125                     | 170.56                       |
| 特定地域生活排水        | 32,273        | 209,579                   | 153.99                       |
| 個別排水            | 856           | 5,349                     | 160.03                       |
| 計               | 599,423       | 3,634,087                 | 164.94                       |

### 3-3-1 使用料設定の考え方

地方公営企業法における使用料設定の考え方としては、図 3.4 で示すような総括原価方式が妥当であるとされており、これは、汚水処理に必要な費用を必要な分だけ徴収するという考え方になります。

具体的には、下水道サービスを提供するために必要な費用（維持管理費・減価償却費・支払利息）を使用料対象経費と考え、当該経費について、見込まれる使用料収入で賄っていくという考え方になります。

ただし、下水道事業の特性より、当該経費のうち、維持管理費は使用料収入を充てますが、それ以外は、公費負担としています。

なお、将来の改築及び耐震整備などの需要が増大することが見込まれる場合には、使用者負担の期間的な公平などを確保する観点から、健全な下水道経営を継続していくための費用として「資産維持費」を計上し、これを含めて使用料対象経費とする必要があります。

「資産維持費」については、今回の計画では計上しない方針です。

総括原価方式は、今後の使用料算定の基礎となる費用や根拠が分かり易く、また過大な利益あるいは損失を生じることなく適正な原価を回収できるといったメリットがありますが、資金不足回避の観点から、現金主義に基づく収支の積上げを原則として設定する資金収支方式による検討も踏まえ、総合的な観点から使用料改定の水準を決定していくことが必要と考えられます。

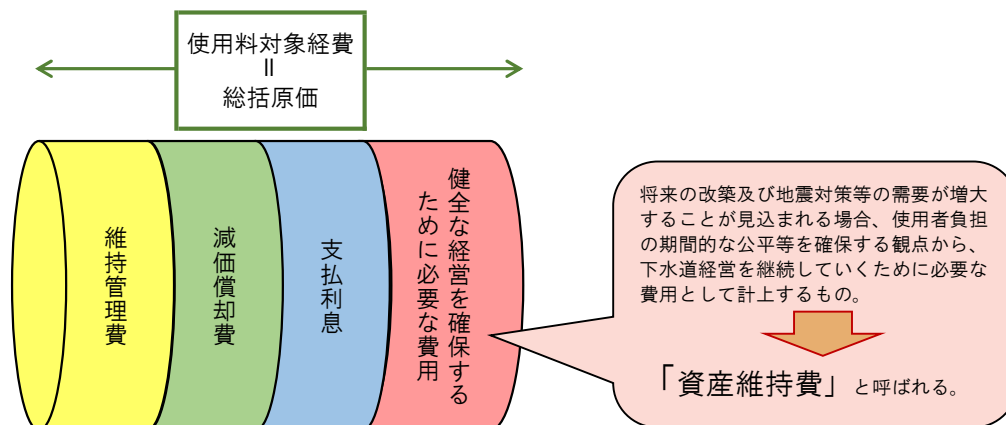


図 3.9 総括原価方式の考え方

### 3-3-2 使用料収入の見通し

有収水量の減少に伴い使用料収入は減少していきます。

使用料収入は令和4年度で約6億円でしたが、本計画期間の最終年度である令和15年度には現行料金の場合、約5億2千万円まで減少する見込みです。

使用料収入を維持する場合、令和10年に5%、令和13年に10%、令和16年に15%（いずれも現行料金からの改定率）程度の改定が必要となってきます。

令和6年度の使用料収入は4億6千5百万円まで減少しました。

下水道整備区域内の単独浄化槽や汲み取り式便所が被災し、下水道に接続する家屋が増え、水洗化率が向上しましたが、和倉温泉旅館の早期営業再開、災害復興住宅の整備及び仮設住宅（浄化槽対応）に避難している住民の住居再建築がこれからの下水道使用料収入に大きく影響するものと思われます。

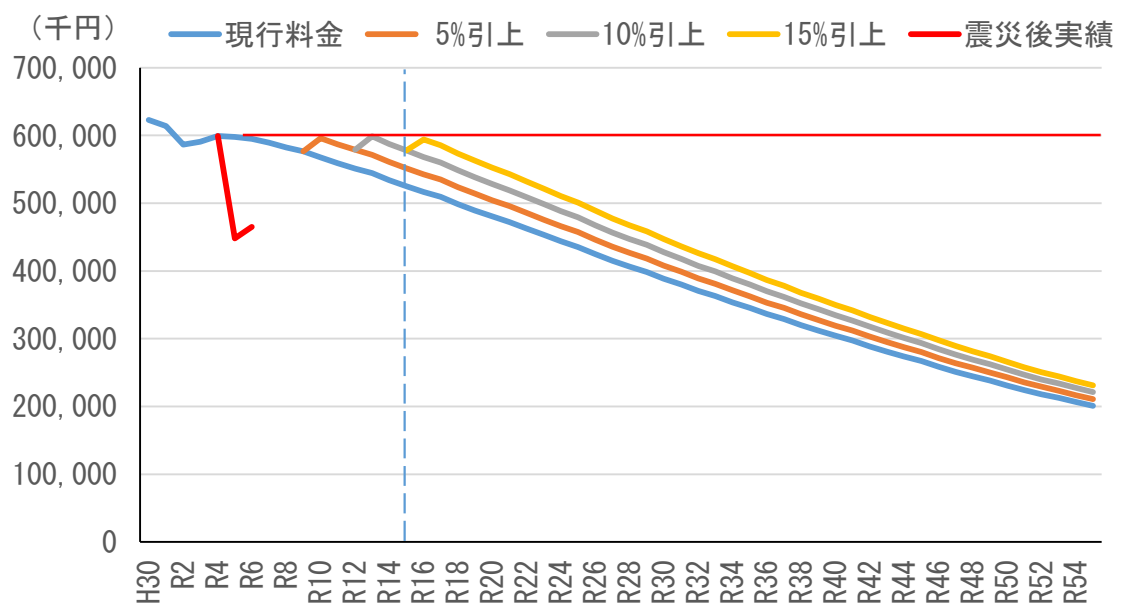


図 3.10 使用料収入の見通し

### 3-4 施設の見通し

今後の下水道事業の予定は次のとおりです。

#### 3-4-1 新設事業

##### (1) 管渠（管路・マンホールポンプ）

管渠（公共枿を含む）は、年間5千万円～1億円が見込まれます。

農業集落排水を特定環境保全公共下水道に接続統合するための接続管路とマンホールポンプの建設を、田鶴浜処理区と中島処理区で実施していきます。

※災害復旧事業を優先することから、実施時期は計画より遅れる見込みです。

##### (2) ポンプ場

整備済です。

##### (3) 処理場・浄化槽

処理場は整備済であり、農業集落排水を特定環境保全公共下水道に接続統合することで、農業集落排水の処理場を22箇所から令和15年度までに16箇所に、令和22年度までに13箇所に削減する予定です。

浄化槽は、特定地域生活排水で令和15年度までに年間5～10基を目安に新設の見込みです。

#### 3-4-2 改築事業

##### (1) 管渠（管路・マンホールポンプ）

主としてマンホールの蓋とマンホールポンプを改築する予定です。

##### (2) ポンプ場

主として、設備を更新する予定です。

##### (3) 処理場・浄化槽

処理場は、主として、設備を更新する予定です。

浄化槽は、更新間隔を40年とした場合、令和25年度以降に更新が必要となる見込みです。

### 3-4-3 耐震整備事業

令和4年度現在、中央水質管理センターと長浦処理場が完全な耐震性を有する他は、西部水質管理センターが、一部の耐震補強工事を実施済で部分的な耐震性を有しています。

田鶴浜浄化センターは、杭基礎であるため、耐震補強が困難な状態です。

### 3-4-4 耐水化

「七尾市下水道施設耐水化計画 令和4年3月」によれば、中島浄化センターと中部処理場が浸水するとされています。

中島浄化センターは、開口部の対策で足りる見込みです。

中部処理場は浸水深が3mと大であるため、当面はソフト対策とし、再構築時(建替)に電気設備の高所移転や建物を密閉化する見込みです。

### 3-5 組織の見通し

図 3.6 に示すとおり、本市の下水道事業に携わる職員数は、年々減少し、7～8 人となっています。

今後も安定した下水道事業を継続して実施していくためには、一定の職員数を確保することが必須であるため、将来的にも現状の職員数を確保しつつ、民間委託も活用しながら実務の効率化を図り、職員の能力向上のための育成や研修の充実化を図っていく必要があります。

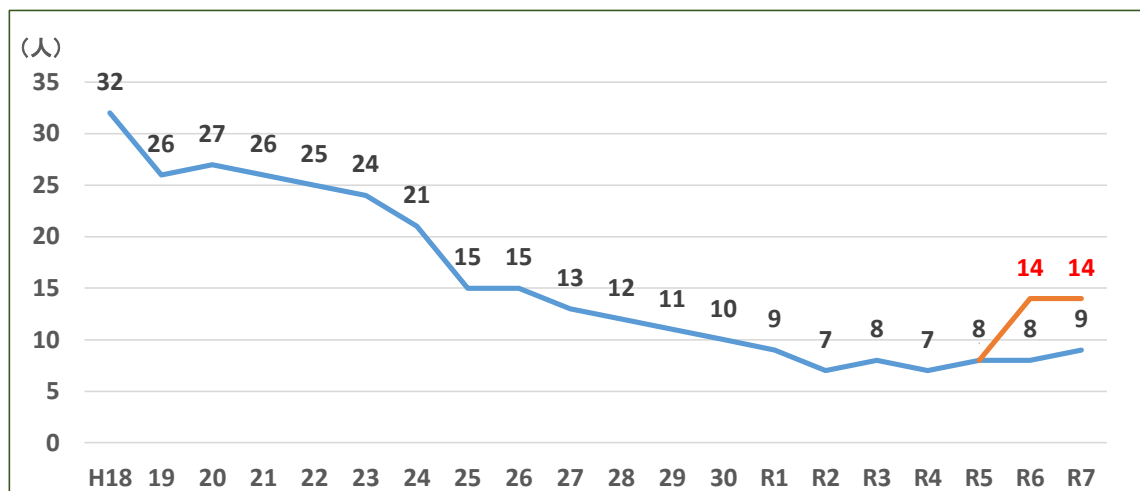


図 3.6 下水道事業職員数の推移 ※図 2.3.2 再掲

## 第4章 経営の基本方針

### 4-1 将来の経営課題

本市における将来の経営課題は以下のとおりです。

#### (1) 使用料収入の減少

人口減少の進行や節水機器の普及による有収水量の減少が続き、将来もこの傾向は続く見通しであるため、面整備による増加分よりも、人口減少及び1人当たりの使用水量が減少する影響が大きく、使用料収入も減少していくと想定されます。

使用料収入は、令和4年度（決算）の約6億円から令和15年度に約5億2千万円となり、約13%減少する見通しです。

#### (2) 下水道施設の機能維持に伴う建設改良費の増加

面整備事業を進めていくことに加え、これまでに建設した下水道施設の機械・電気設備が今後耐用年数を迎えるため、適宜改築していく必要があります。

管路施設については、現在老朽管がない状況ですが、令和16年度以降に増加していくため、適宜改築していく必要があります。

また、将来、処理場の建て替えが必要となります。更に、並行して耐震整備・浸水化も進めていく必要があり、事業量が増大し、建設改良費がかさんでいくことから、各事業の効率的な建設計画の下、無駄のない投資をしていく必要があります。

#### (3) 事業実施のための財源の適正化

必要な事業を進めつつ、下水道経営の健全化に向けて取り組んでいくためには、下水道使用料や一般会計繰入金などの財源について、適正化に努めていく必要があります。

#### (4) 汚水処理の効率化

整備済地域内の未接続世帯への水洗化促進、管路の改築などの不明水対策及び処理場・ポンプ場の機器更新による性能の向上により、更なる効率的な維持管理に努めていく必要があります。

#### (5) 危機管理の強化

広域化・共同化の可能性調査の結果、公共下水道2処理区、特定環境保全公共下水道4処理区、農業集落排水13処理区、漁業集落排水8処理区、小規模集合排水1処理区を継続する方針としたため、今後想定される地震などの災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめ、事業が継続できるように、管路の耐震化を進め、災害対応時の組織体制の確立を図っていく必要があります。

#### **(6) 組織の適正化**

本市の下水道事業は民間委託を進め、事業の継続や組織の適正化を図っています。

今後も現状の体制を確保しつつ、包括的民間委託の調査研究、更なる民間委託の推進や研修会による人材の育成を検討していくことで事業規模に見合った組織体制を構築していく必要があります。

## 4-2 経営の基本方針

### 4-2-1 基本理念及び基本方針

「第2次七尾市総合計画」において目指すべき将来都市像は、「能登の未来を牽引し七色に輝く 市民活躍都市 ななお」と定められていますが、下水道事業の将来像に係るものとしては、基本目標「安全で快適に暮らせる生活環境が整ったまち」のひとつである「生活環境の充実」の「循環のみち下水道の整備」があります。

下水道事業は、公共用水域における保全を支え、快適な生活環境を形成するための重要なライフラインであることを踏まえて、本市の経営に係る基本理念及び基本方針を以下のように定めます。

#### 基本理念

下水道サービス水準の維持及び向上を図り、七尾市の生活環境を将来にわたり持続していきます。

#### 基本方針

1. 下水道整備事業の推進

2. 下水道施設の機能維持

3. 下水道事業の健全な経営

4. 下水道事業の危機管理

## 4-2-2 経営戦略の方向性

本市の下水道事業は平成30年度に公営企業会計に移行したばかりであります。社会情勢の変化に適用し、下水道事業経営の健全化へ向けた取り組みを進めていくために、本経営戦略の方向性について、基本理念及び基本方針に基づき、以下のように定めます。

### (1) 下水道整備事業の推進

「七尾市下水道事業計画」及び「アクションプラン」に基づき、下水道整備の推進を図ります。なお、単年度の費用負担が突出しないよう、投資費用の平準化を図り、効果的な下水道の整備及び普及を推進していきます。

#### 【施策①：整備率の向上】

投資費用の平準化を図りつつ、近年の実績に準じた整備量を確保することで、整備率の向上に努めます。

#### 【施策②：コスト縮減】

施工環境に応じて、管路の工事手法を検討し、コスト縮減に努めます。

### (2) 下水道施設の機能維持

下水道サービスを将来にわたり安定して提供していくためには、下水道施設の污水处理としての機能を維持していくことが必要となるため、ストックマネジメント計画（長寿命化計画）に基づく下水道施設の計画的な点検・調査及び改築・修繕を実施します。

また、地震が発生した場合に、被害を最小限にとどめ、事業が継続できるように、耐震整備計画により、効率的な下水道施設の耐震化を図ります。

#### 【施策①：管路の老朽化対策】

今後、増加していく見通しである老朽管について、計画的な調査・点検を行い、効率的な管路の改築・修繕を実施します。

#### 【施策②：ポンプ場・処理場設備の効率的な改築及び施設管理】

耐用年数を経過した各設備について、劣化状況や運転時間も踏まえ、総合的な観点から判断し、効率的・効果的な改築を実施します。

また、今後、人口減少や節水機器の導入により、汚水量の減少が見込まれるため、改築時期を迎えた施設の改築の際には、ポンプなどの機器の能力が適正か判断し、合理化やダウンサイジングの検討を行います。

更に、各設備の点検や改築に関する情報を設備台帳として整理の上、情報の共有及び今後の改築に関する調査・点検にも活用し、効率的な施設管理を実施します。

なお、本計画期間外となりますが、将来的に処理場の建て替えが必要となるため、更新需要に備えるとともに、将来予測に基づいた適正な規模の改築を検討します。

### (3) 下水道事業の健全な経営

将来に渡り、安定した下水道サービスを提供し、サービスの水準を維持しつつ向上に努めていくため、下水道事業経営の健全化を目指し、汚水処理の効率化、財源の適正化、職員の能力向上を図っていきます。

#### 【施策①：汚水処理の効率化】

整備済地域内には、およそ3,500人（令和4年度）が未接続のため、引き続き啓発活動を行い、水洗化の促進に努めるとともに、汚水処理の効率化により、経費の節減を図り経費回収率の向上に努めます。

未接続の理由の一つとして、現状のし尿処理施設の使用料が維持管理費に比べて大幅に低くなっており、下水道接続後に負担が増加するため接続しない世帯が多くあります。

※維持管理費に占める使用料割合（し尿処理施設 3.6%、下水道 116.1%：R4実績）

し尿処理施設の更新時には施設の廃止と下水道処理場へのし尿の直接投入を検討する必要があります。

#### 【施策②：財源の適正化】

使用料単価は、供用開始した平成6年度から28年間改定がありませんでした。

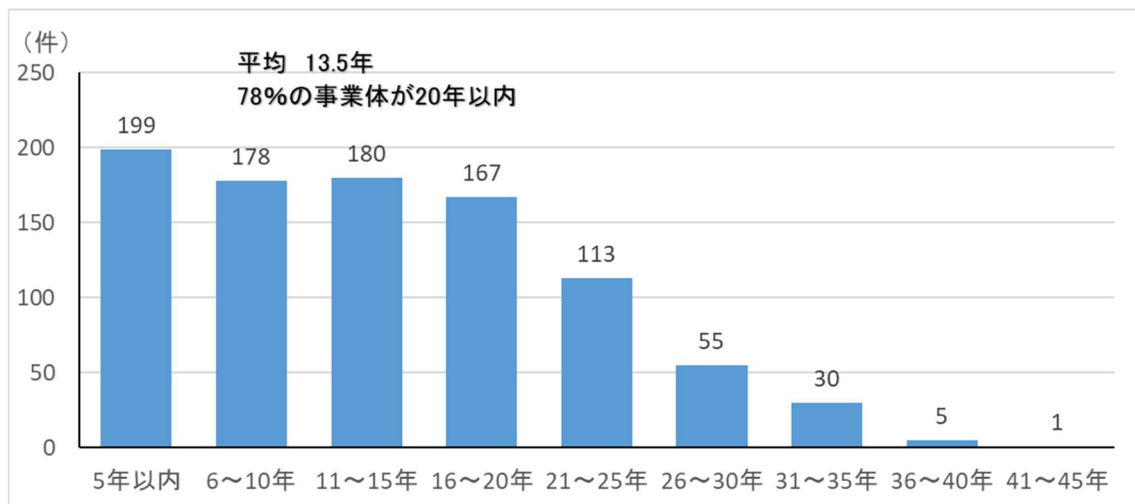


図 4.1 現行単価施行年月日から令和4年度末までの経過年数  
※令和4年度 地方公営企業年鑑 法適用 公共下水道 928 事業体

近年の物価高騰を考慮すると、一般会計繰入金（基準外）の削減をするためには、使用料収入をこれ以上減らさないように、5～15%程度の改定が必要と考えられます。

一般会計繰入金（基準外）は、約6億6千万円程度まで増加した後、減少する見込みですが、物価高騰の状況によっては、それ以上となる可能性があります。

企業債は、令和4年度に建設改良で約2億1千万円、資本費平準化債で約8億円、特別措置分で約7千万円を起債しています。資本費平準化債と特別措置分は、元金償還を後年度に繰り延べる効果があり、一般会計繰入金（基準外）を抑制しています。

### 【施策③：職員の能力向上】

本市の下水道事業は、最少の職員配置の下で効率的な事業実施に努めていますが、社会情勢の変化にも対応しつつ事業を継続していくために、積極的に情報収集を行いつつ、職員の育成や研修の充実化を図っていきます。

## (4) 下水道事業の危機管理

災害発生時にも、職員が臨機応変に対応し、下水道施設の被害を最小限にとどめ、下水道が担うべき機能が維持できるよう、危機管理の強化を図っていきます。

### 【施策①：下水道施設の効率的な耐震化・災害対策】

耐震整備計画に基づき、優先度の高い重要な幹線管路の耐震化を進め、補強や改築の必要な箇所を計画的に整備することで、大規模地震発生に備え強靱化を図ります。

### 【施策②：災害時や停電時の対応や組織体制の強化】

下水道 BCP\*に基づき、災害発生時に迅速な対応が可能となるよう、必要に応じて計画及び各種マニュアルを見直すとともに、地震発生時に、適確な対応ができるよう、委託業者や協定企業などと連携し、下水道施設（処理場・ポンプ場・管路など）が被災した場合を想定した訓練を実施し、課題の洗い出しをするなどの緊急時の組織体制強化に努めていきます。

## 〈用語解説〉

### 【下水道 BCP】

下水道 BCP（業務継続計画：Business Continuity Plan）とは、災害の影響によって下水道の機能が低下した場合であっても、下水道の業務を実施・継続するとともに、被災した機能を早急に復旧させることを目的とした計画である。

## 第5章 投資試算

### 5-1 投資試算の経営目標

投資試算の経営目標は以下に示すとおりです。

#### 経営目標

- 効果的な下水道の整備及び普及を進めつつ、既存の下水道施設の耐震化・耐水化に努めるとともに、機能維持を図ります。
- 建設改良費を平準化し、効率的及び確実な下水道事業の実施を図ります。

### 5-2 投資試算

建設改良費は、令和6年度から令和15年度の10年間で約108億円が必要と試算しています。

建設事業としては、複数の事業を並行して実施していく必要がありますが、直近5ヶ年の建設改良費は3～5億円程度であるため、将来の投資費用も単年度の費用負担が突出しないよう平準化を行い、近年の状況からみても投資可能な費用の範囲内に収まるよう計画しています。

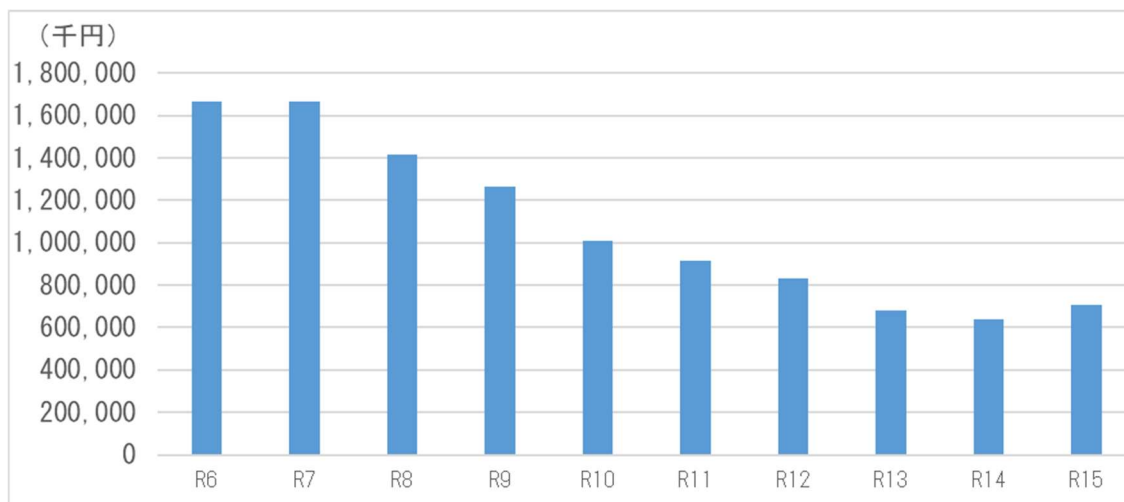


図 5.1 建設改良費の推移

### 5-2-1 新設事業

#### (1) 管渠（管路・マンホールポンプ）

管渠（公共枿を含む）は、年間5千万円～1億円が見込まれます。

農業集落排水を特定環境保全公共下水道に接続統合するための接続管路とマンホールポンプの建設を、田鶴浜処理区と中島処理区で実施します。年間3千万円～8千万円が見込まれます。

#### (2) ポンプ場

整備済のため、新設は計上しません。

#### (3) 処理場・浄化槽

処理場は整備済であり、農業集落排水を特定環境保全公共下水道に接続統合することで、農業集落排水の処理場を22箇所から令和15年度までに16か所に、令和22年度までに13箇所に削減する予定です。

浄化槽は、特定地域生活排水で令和15年度までに年間5～10基を目安に新設の見込みです。年間1千万円～2千万円が見込まれます。

### 5-2-2 改築事業

#### (1) 管渠（管路・マンホールポンプ）

主としてマンホールの蓋とマンホールポンプを改築する予定です。年間1千万円～4千万円が見込まれます。

#### (2) ポンプ場

主として、設備を更新する予定です。

#### (3) 処理場・浄化槽

処理場は、主として、設備を更新する予定です。年間約3～4億円以上と算定されます。

浄化槽は、更新間隔を40年とした場合、令和25年度以降に年間40基程度、約8千万円が必要となる見込みです。

### 5-2-3 耐震整備事業

令和6年度から令和15年度の工事請負費は、約32億円、事業費は、約34億円と試算しています。

#### 5-2-4 耐水化

令和 6 年度から令和 1 5 年度の建設費は、中島浄化センターだけとし、約 5 千万円を見込みます。

#### 5-2-5 職員給与費（資本勘定職員）

建設事業などに係る職員の給与費は、民間に委託可能な業務は、民間へシフトしていくことを調査研究していきますが、将来も現状の体制を確保していくと想定し、実績を基に、令和 6 年度から令和 1 5 年度で約 2 億 3 千万円と試算しています。

### 5-3 投資以外の経費

投資以外の経費のうち、維持管理費（動力費・修繕費・その他経費（委託料など）、職員給与費）については、図 5.2 に示すとおり、令和 6 年度から令和 15 年度の 10 年間で約 61 億円が必要と試算しています。

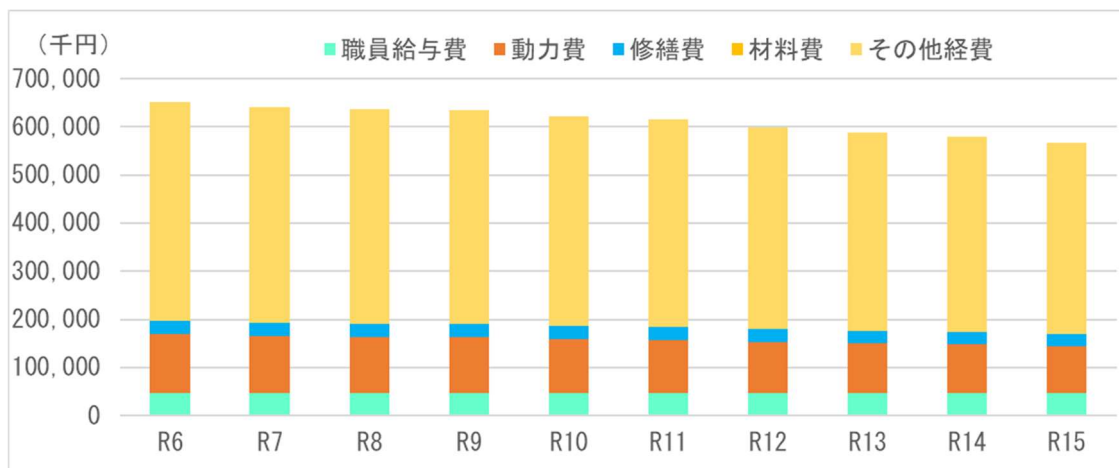


図 5.2 維持管理費の推移

#### 5-3-1 職員給与費（損益勘定職員）

民間に委託可能な業務は、民間へシフトしていくことを調査研究していきますが、将来も現状の体制を確保していくと想定し、維持管理などに係る職員の給与費は、実績を基に、令和 6 年度から令和 15 年度で約 4 億 7 千万円と試算しています。

#### 5-3-2 動力費

将来流入汚水量の推移に合わせて変動していくと想定し、令和 6 年度から令和 15 年度で約 11 億円と試算しています。

#### 5-3-3 修繕費・材料費

今後継続して下水道事業を実施していく上で、変動要素がないため実績ベースで推移すると想定し、令和 6 年度から令和 15 年度で約 2 億 7 千万円と試算しています。

#### 5-3-4 その他経費（委託料など）

将来汚水量の推移と処理場数の減少に合わせて変動していくと想定した結果、図 5.2 に示すとおり、令和 6 年度から令和 15 年度で約 43 億円と試算しています。

#### 5-3-5 減価償却費

有形固定資産（下水道施設）について、将来分は定額法で算出し、過年度分を合わせて計上しており、令和 6 年度から令和 15 年度で約 147 億円と試算しています。

### 5-3-6 企業債元利償還金（支払利息・企業債償還金）

本市の企業債\*は下水道事業債\*、下水道事業債特別措置分\*、資本費平準化債\*から成り立っています。将来分は、以下の条件で元利償還を算定しました。

表 5.1 企業債償還条件

| 名称      | 分類    | 金利(%) | 償還年数(年) | 据置年数(年) | 償還方式 |
|---------|-------|-------|---------|---------|------|
| 下水道事業債  | 構築物   | 1.3   | 30      | 1       | 元金均等 |
| 下水道事業債  | 機械・装置 | 1.3   | 15      | 1       | 元金均等 |
| 特別措置分   | 公共下水道 | 0.8   | 20      | 1       | 元金均等 |
| 資本費平準化債 | 全事業   | 0.8   | 20      | 1       | 元金均等 |

#### 〈用語解説〉

##### 【企業債】

地方公共団体が、施設の建設に要する資金に充てるための借入金を示す。

##### 【下水道事業債】

下水道施設の建設に要する資金に充てるために発行される企業債。

##### 【下水道事業債特別措置分】

下水道事業において、平成 18 年度に地方財政措置が見直されたことにより、平成 17 年度までの財政措置との間に生じる差額を起債対象として発行される企業債。財政措置変更に伴う差額を補う役割を担う。

##### 【資本費平準化債】

下水道事業は先行投資により施設を整備するため、その負担を全て現在の使用者に求めると、下水道使用料を高くせざるをえず、将来世代の使用者から徴収すべきところを現在の使用者が負担することになり、世代間の公平性を欠くことになる。その対策として資本費\*の一部を後年度に繰り延べるために発行する企業債のこと。

##### 【資本費】

下水道施設を建設するために借り入れた企業債の支払利息及び減価償却費を示す。

##### 【元金均等】

償還 1 回ごとの元金償還と利払いの合計が一定になる償還方式。平成 29 年度までの下水道事業債に適用。

##### 【元金均等】

償還 1 回ごとの元金償還が一定になる償還方式。平成 30 年度以降の企業債全てに適用。

## 第6章 財源試算

### 6-1 財源試算の経営目標

財源試算の経営目標は以下に示すとおりです。

#### 経営目標

- 経営の効率化を進め、企業債については適正な水準を検討し、一定の資金残高を確保することで健全な下水道事業経営を目指します。
- 長期的に一般会計繰入金（基準外）を減額し、財源の適正化を図ります。

### 6-2 財源試算

地方公営企業がその経営に必要とする経費を賄うための主な財源としては、使用料収入、他会計繰入金、企業債があり、その他の財源としては、国庫補助金、受益者負担金・分担金などが挙げられます

他会計繰入金\*は総務省が定める基準内繰入金\*とそれ以外の基準外繰入金\*があります。基準外繰入金は、長期的に減額を図ります。

企業債は下水道施設の建設に要する資金に充てるために発行しますが、建設改良費を平準化することで発行額の適正化を図り、計画的に償還（返済）していくことで、企業債残高を減額させていく計画としています。

その他の財源については、国庫補助金は国土交通省の基準、また、受益者負担金・分担金は市の実績に基づき試算しています。

#### 〈用語解説〉

##### 【 他会計繰入金（基準内・基準外） 】

一般会計が負担する経費であり、「基準内」は下水道経営に伴う収入をもって充てることが適当でないと認められる経費。総務省の基準に基づく。「基準外」は「基準内」に該当しない経費であり、地方公共団体が任意で繰入を行う。

- ・一般会計繰入金（基準内）：収支計画表上の他会計負担金（収益的収支\*）、他会計出資金（資本的収支\*）が該当する。
- ・一般会計繰入金（基準外）：収支計画表上の他会計補助金（収益的収支）が該当する。

##### 【 収益的収支 】

維持管理や料金徴収など、経営活動に係る収入と支出を示す。

##### 【 資本的収支 】

施設の建設に係る支出とその財源となる収入を示す。

## 6-3 財政収支の見通し

試算した投資・財源額を基に、計画期間10年間の財政シミュレーションを行い、収益的収支と資本的収支について収支計画を策定しました。

### 6-3-1 収益的収支

図6.1に示すとおり、収益的収支については一般会計繰入金（基準外）が約6億6千万円に増加した後、減少する見込みです。

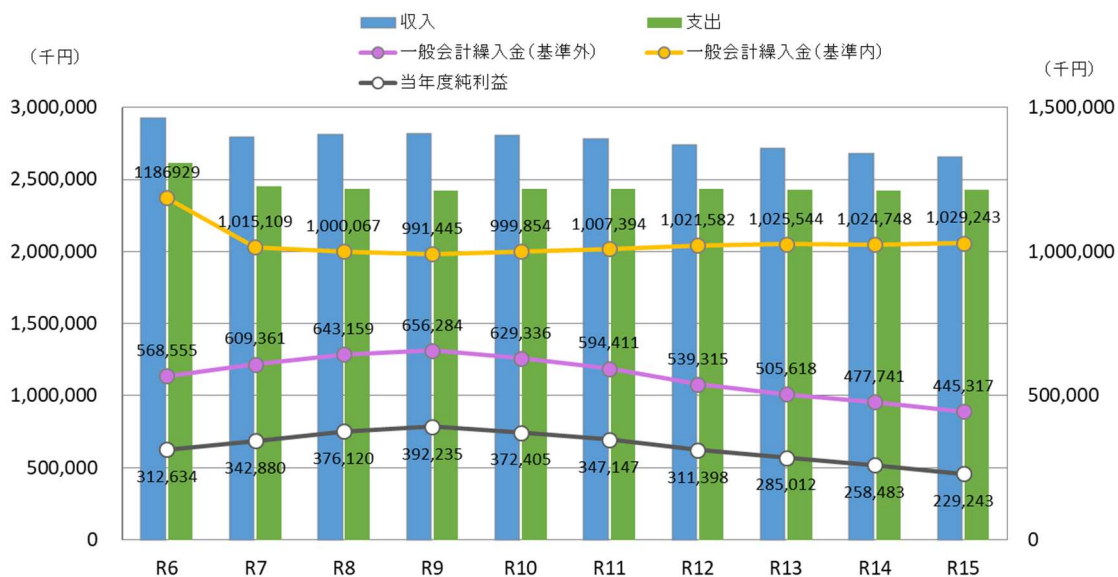


図 6.1 収益的収支

### 6-3-2 資本的収支

図 6.2 に示すとおり、資本的収支においては、支出が収入を上回り毎年不足額が発生しますが、損益勘定留保資金\*と利益剰余金\*を補填財源として計上することで、収支均衡（ゼロ）を図ります。

なお、一般会計繰入金（基準内、基準外）は現状の額から減少で推移していく計画となります。

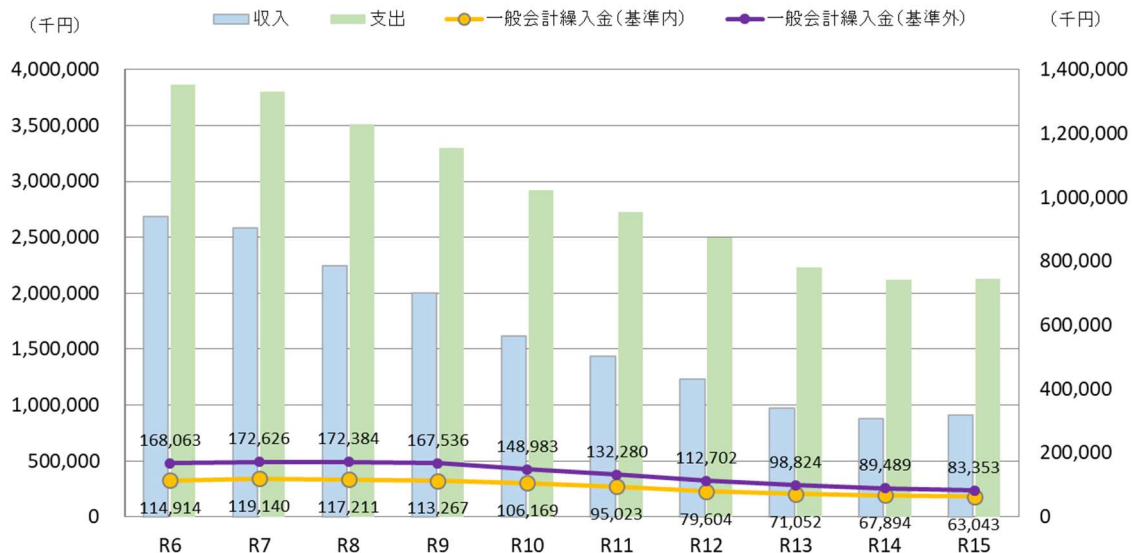


図 6.2 資本的収支の推移

不足額は、損益勘定留保資金と利益剰余金の処分で補填される見込みです。

不足額を補填しても余る分は、次年度以降で補填財源が不足した場合に利用される見込みです。

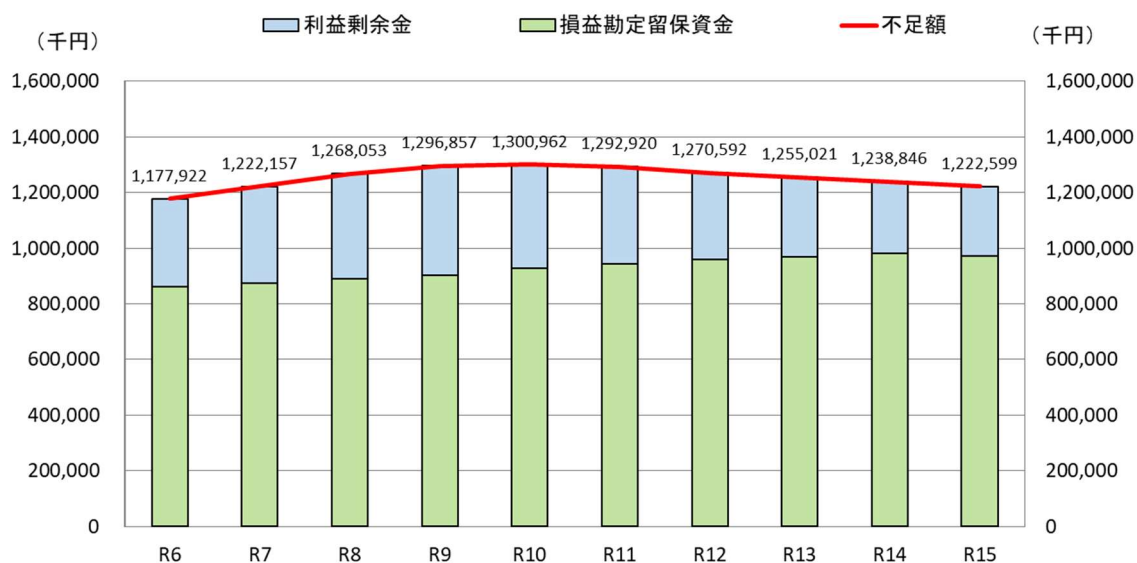


図 6.3 不足額と補てん財源の推移

### 6-3-3 資金残高の見通し

健全な下水道経営を実施していくためには、一定の現金を確保しておくことが必須となります。

ただし、基準外繰入の削減を優先することも可能であり、無制限に資金残高が増加することはない見込みです。

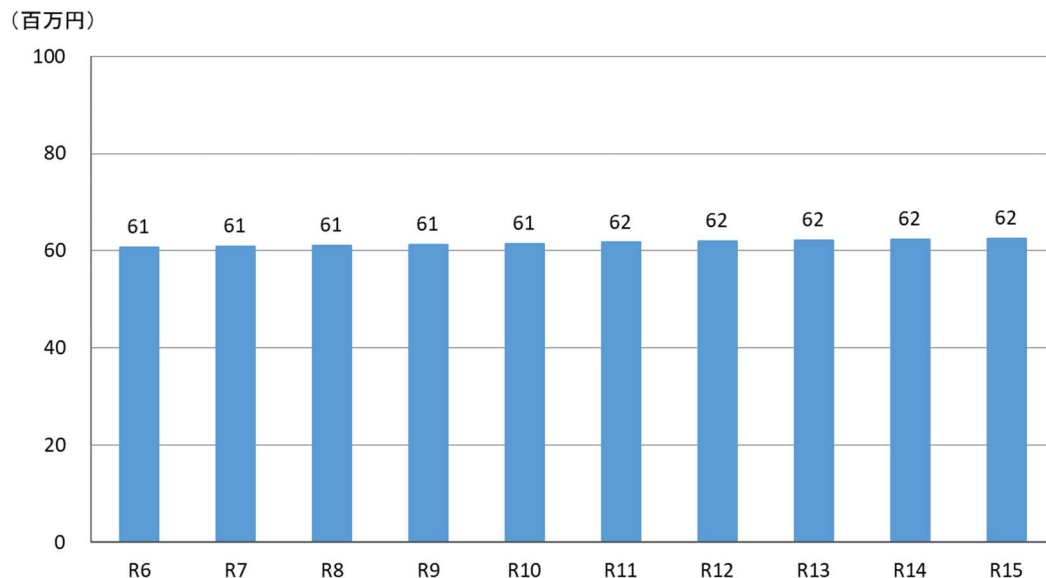


図 6.4 資金残高の推移

#### 〈用語解説〉

##### 【 損益勘定留保資金 】

減価償却費などの現金支出を伴わない支出と、長期前受金戻入\*などの現金収入がない収入との差額によって生じる企業内に留保される資金のこと。内部留保資金とも称する。

損益勘定留保資金＝減価償却－長期前受金戻入

##### 【 長期前受金戻入 】

固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合分を収益化したもので、現金を伴わない収益である。収益的収支で、収入が支出を上回った時に生じる利益。繰越可能。資本的収支の不足額を補填することがある。

##### 【 利益剰余金 】

収益的収支で、収入が支出を上回った時に生じる利益。繰越可能。資本的収支の不足額を補填することがある。

#### 6-3-4 企業債などの見通し

企業債、企業債償還金、企業債残高の推移は図 6.4 に示すとおりとなります。

企業債については、下水道施設は一度整備しますと長期にわたり使用していきますので、世代間負担の公平を保ちつつ、将来世代への過度の負担とならないよう、効率的な下水道事業の実施に併せて適正化し、計画的に発行していきます。その結果、令和 6 年度は約 1 5 億 6 千万円を借入する可能性があります。令和 7 年度から令和 1 5 年度の間は毎年約 4 ～ 1 6 億円で推移していく計画となります。

企業債償還金は令和 6 年度の約 2 2 億円から減額していく見通しであり、令和 1 5 年度には約 1 4 億 2 千万円となります。

企業債残高は令和 6 年度の約 1 9 6 億円から令和 1 5 年度には約 1 1 0 億円に減額していきますが、将来的にもこの傾向は続く見通しであり、将来世代への負担は軽減されていきます。

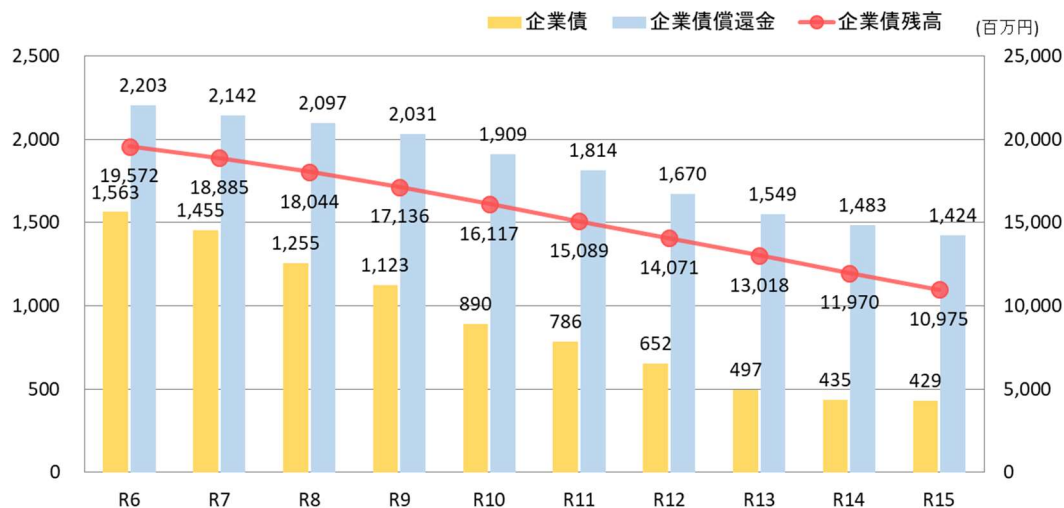


図 6.5 企業債・企業債償還金・企業債残高の推移

※能登半島地震による下水道関連施設の被害総額は約 5 0 0 億円となっていますが、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業（国交省所管）における災害復旧事業費は国庫補助率が 100%であるため、応急復旧費等の一部の支出を除き起債額が増加することはありません。

また、農業集落排水事業等（農林水産省、環境省所管）における災害復旧事業費の国庫補助率は 80%であるため、残りの 20%と単独路線及び応急復旧費等の事業費分の起債額は増加しますが、能登半島地震に係る特例措置として、過去 3 年平均の営業収益（約 6 億円）を超える起債については、一般会計において補助災害復旧事業債（充当率 100%、基準財政需要額算入率 95%）を起こすため、下水道事業会計における災害復旧事業債の額は約 6 億円を超えて増加することはありません。

「令和 6 年 3 月 1 日 総務省自治財政局公営企業課通知 令和 6 年能登半島地震に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する地方財政措置等について」

## 第7章 今後の取り組み

### 7-1 今後の投資についての取り組み

#### 7-1-1 民間活力の活用

事業の効率化のため、PPP・PFI\*のうち、DBO\*や包括的民間委託\*など、最新の動向を調査・研究しながら効率的な経営手法を検討し、直営・委託のいずれが最良かを見極め、必要に応じて導入していきます。

#### 7-1-2 投資の平準化

持続可能な下水道事業を実施していく中で、選択と集中により経営状況を踏まえながら、事業の優先度を見極め、投資の平準化を図っていきます。

#### 7-1-3 施設・設備の合理化（スペックダウン）

今後、人口減少や節水機器の導入により、汚水量の減少が見込まれるため、改築時期を迎えた施設の改築の際には、ポンプなどの機器の能力が適正か判断し、合理化の検討を行います。

#### 7-1-4 その他

今後の基本計画見直し（概ね10年毎）及び事業計画の変更（概ね5年毎）において、効率的な下水道整備区域を検討していく予定です。

### 〈 用語解説 〉

#### 【 PPP・PFI 】

PFI（Private Finance Initiative）とはPPPの一つの手法で、公共施設の設計、建設、維持管理及び運営などに民間の資金とノウハウを投入して実施するものである。

#### 【 DBO 】

DBO（Design Build Operation）とはPPPの一つの手法で、公共が資金調達を行い、公共施設の設計、建設、維持管理及び運営を民間事業者に委託するものである。

#### 【 包括的民間委託 】

PPPの一つの手法で、民間事業者に対して施設管理に一定の性能の確保を条件として課す性能発注の考え方に基づく委託方式であり、下水処理場の運転・維持管理を民間事業者の裁量に任せることで、効率化を図るものである。

## 7-2 今後の投資以外の経費についての取り組み

### 7-2-1 民間活力の活用

維持管理については、今後も、民間への個別委託を継続しますが、引き続き経費節減や持続可能な維持管理に努めながら、より効率的な維持管理手法を調査・研究していきます。

よって、投資についての取り組みと同様に、DBO や包括的民間委託、ウォーターPPP\* など、先進自治体の動向を研究しながら省力化を検討する中で必要に応じて導入し、事業の効率化を図ります。

### 7-2-2 職員給与費

現状の体制を確保しつつ、適正な人員配置・定数の下で職員給与費の適正化に努めていきます。

### 7-2-3 動力費・修繕費

今後、ストックマネジメント計画に基づく改築計画による事業を実施していく中で、各費用について以下の方針で取り組んでいく予定です。

#### (1) 動力費

原油価格などの影響により、変動要因はありますが、必要に応じて契約内容の見直しや、脱炭素化の図られる高効率・省エネルギー型機器の導入についても検討し、動力費の抑制に努めていきます。

#### (2) 修繕費

効率的な下水道施設の改築・修繕を実施していくことにより、施設の長寿命化を図りながら修繕費の抑制に努めていきます。

### 7-2-4 委託費

今後の経営状況を見据えながら、必要に応じて発注手法及び委託期間の検討を行い、委託費の抑制に努めていきます。

## 〈 用語解説 〉

### 【 ウォーターPPP 】

PPP の一つの手法で、公共施設等運営事業（コンセッション方式）[レベル4]と管理・更新一体マネジメント方式[レベル3.5]を総称した官民連携方針である。

## 7-3 今後の財源についての取り組み

### 7-3-1 使用料の見直し

平成30年度に企業会計に移行してから令和4年度末まで、使用料収入が維持管理費を上回ってきました。

使用料収入＞維持管理費＝管渠費＋ポンプ場費＋処理場費＋業務費＋普及促進費＋総係費

今回の経営戦略では、使用料の見直しがないとして計算していますが、物価水準の変動によっては、使用料収入と維持管理費の大小関係の逆転があり得ます。これは、基準外繰入の増加を意味し、事業継続を困難にする可能性があります。

### 7-3-2 資産活用

現在、処理場用地で太陽光発電を行う等の資産活用は行っていません。

### 7-3-3 その他

平成16年度より資本費平準化債を利用し、元金償還を合理化してきました。今後も、資本費の負担を平準化するために活用する見込みです。

平成18年度より特別措置分（公共下水道のみ）を起債してきましたが、令和17年度が最後になる見込みです。

## 7-4 経費回収率の向上に向けたロードマップの策定

ロードマップとは、経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を記載したものです。

国交省所管事業については、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、経費回収率の向上に向けたロードマップ（以下、「ロードマップ」という。）を策定することが交付要件となっています。

令和2年7月22日の国交省の事務連絡では、以下の1)2)いずれかに該当する場合は、**公共と特環**の社会資本整備総合交付金の重点配分の対象から外れることとなった。

1)ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。→**業績目標達成が必要。**

2)令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m<sup>3</sup>未満であり<sup>注1)</sup>、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定<sup>注2)</sup>を行っていない場合。

→**公共と特環は使用料単価(本体)が150円/m<sup>3</sup>以上のため、重点配分から外れない。**

参照：表3.3 使用料単価

注1) 150円は、本体価格。※令和2年7月22日の事務連絡の2枚目フローチャートによる

注2) 消費税改定を除く。 ※令和2年7月22日の事務連絡の3枚目下から2行目による

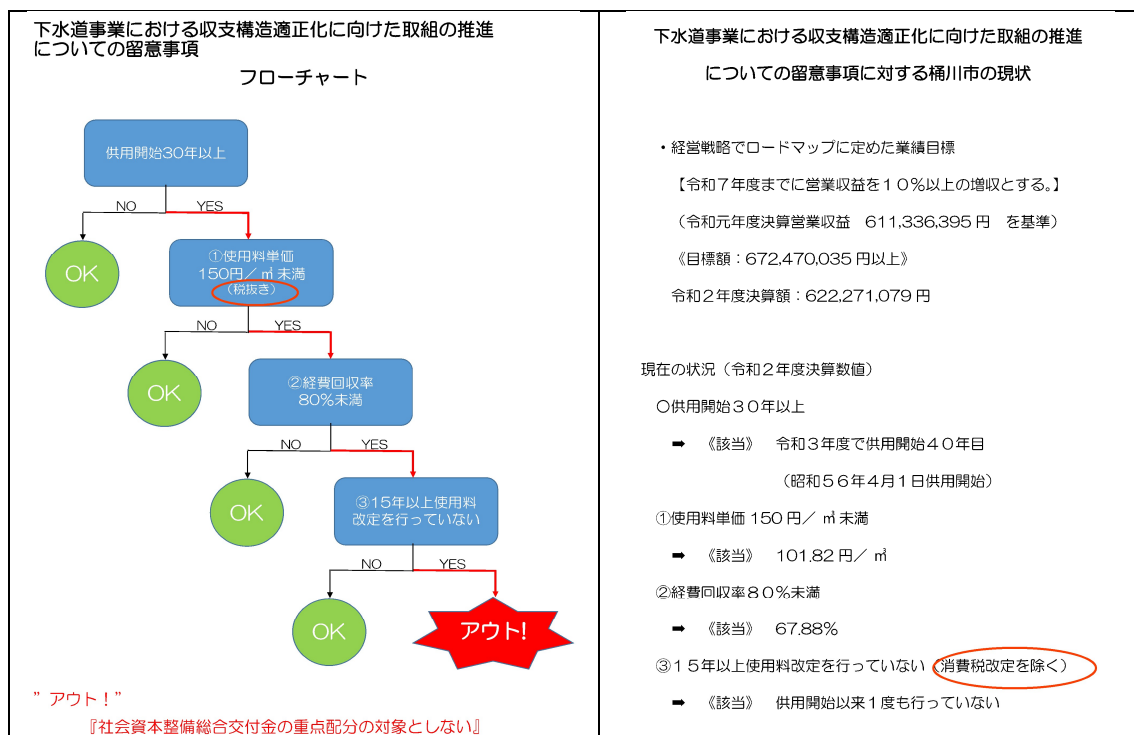


図 7.1 注1) の根拠

図 7.2 注2) の根拠

経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

|                 |                                                              | 28             | 29 | 30 | 1 | 2  | 3  | 4  | 5 | 6                        | 7  | 8                    | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|-----------------|--------------------------------------------------------------|----------------|----|----|---|----|----|----|---|--------------------------|----|----------------------|----|----|----|----|----|----|----|
| 経営戦略計画期間        |                                                              | 前 回 計 画        |    |    |   |    |    |    |   | 今 回 計 画                  |    |                      |    |    |    |    |    |    |    |
| 経営戦略見直し(ロードマップ) |                                                              | ◎              |    |    |   |    |    |    | ◎ |                          |    |                      |    | ◎  |    |    |    |    | ◎  |
| 公共              | 耐水化、耐震化                                                      |                |    |    |   |    |    |    |   | 検討結果に沿って事業化              |    |                      |    |    |    |    |    |    |    |
| 特環              | 農集接続で稼働率向上を図る                                                |                |    |    |   |    |    |    |   | 社会情勢の変化を踏まえ、再検討結果に沿って事業化 |    |                      |    |    |    |    |    |    |    |
| 農集              | 処理場削減で経費低減。平成26年度に基本方針を検討。令和3年度見直し。最大13か所の接続を目指す。継続事業として実施中。 | 西杉→特環 田鶴浜      | 工事 | 供用 |   |    |    |    |   |                          |    |                      |    |    |    |    |    |    |    |
|                 |                                                              | 谷内→特環 中島       | 工事 | 供用 |   |    |    |    |   |                          |    |                      |    |    |    |    |    |    |    |
|                 |                                                              | 土川→特環 中島       |    |    |   | 工事 | 供用 |    |   |                          |    |                      |    |    |    |    |    |    |    |
|                 |                                                              | 三引→特環 田鶴浜      |    |    |   | 工事 | 供用 |    |   |                          |    |                      |    |    |    |    |    |    |    |
|                 |                                                              | 奥吉田→特環 中島      |    |    |   |    | 工事 | 供用 |   |                          |    |                      |    |    |    |    |    |    |    |
|                 |                                                              | 端 一→特環 田鶴浜     |    |    |   |    | 工事 | 供用 |   |                          |    |                      |    |    |    |    |    |    |    |
|                 |                                                              | 吉田→特環 田鶴浜      |    |    |   |    |    |    |   | 工事                       | 供用 | 災害復旧事業を優先するため着手時期を延期 |    |    |    |    |    |    |    |
|                 |                                                              | 藤瀬→特環 中島       |    |    |   |    |    |    |   | 工事                       | 供用 |                      |    |    |    |    |    |    |    |
|                 |                                                              | 北免田→特環 中島      |    |    |   |    |    |    |   |                          |    | 工事                   | 供用 |    |    |    |    |    |    |
|                 |                                                              | 白塚→特環 田鶴浜      |    |    |   |    |    |    |   |                          |    |                      |    |    | 工事 | 供用 |    |    |    |
|                 |                                                              | 笠師保→特環 中島R17   |    |    |   |    |    |    |   |                          |    |                      |    |    |    |    |    |    |    |
|                 |                                                              | 伊久留→特環 田鶴浜R22  |    |    |   |    |    |    |   |                          |    |                      |    |    |    |    |    |    |    |
|                 |                                                              | 高階 一→特環 田鶴浜R22 |    |    |   |    |    |    |   |                          |    |                      |    |    |    |    |    |    |    |
| 共通              | 水洗化率向上による料金収入増加                                              |                |    |    |   |    |    |    |   |                          |    |                      |    |    |    |    |    |    |    |
|                 | 資産情報により更新需要を把握し、更新費用を平準化                                     | 継続事業           |    |    |   |    |    |    |   |                          |    |                      |    |    |    |    |    |    |    |

図 7.3 経費回収率の向上に向けたロードマップ

## 7-5 経営戦略の検証

経営戦略は策定後、概ね 5 年毎に見直しを実施することになっているため、計画策定・改定から 5 年経過したとき、または大幅な制度改正や社会情勢の変化等により計画の見直しが必要になったときは適切な経営戦略となっているかの検証を行います。

## 7-6 情報発信

経営戦略の改定を行った際は、本市のホームページなどの各媒体にて公表し、速やかに市民へお知らせします。

## 7-7 実効性のある PDCA サイクルの確立

図 8.1 に示すとおり、今回改定した経営戦略（Plan）に基づき、下水道事業の実施及び事業運営を行っていく中で（Do）、収支計画表と実績との比較検証を実施しつつ（Check）、その結果を次の経営戦略見直しに反映していく（Action）という PDCA サイクルを構築していきます。

併せて、各種関連計画の見直しも実施しつつ、経営の健全化に向けた取り組みを進めていきます。



図 7.1 下水道事業経営戦略の PDCA サイクル

---

## 七尾市下水道事業経営戦略

平成 29 年（2017 年）3 月策定

令和 6 年（2024 年）3 月改定

令和 7 年（2025 年）一部加筆

七尾市建設部上下水道課

〒926-8611

石川県七尾市袖ヶ江町イ部 25 番地（本庁 1 階）

TEL 0767-53-8002

---

---